

素案

前橋市こども計画（本編）

（令和8年度～令和11年度）

完成版では、見やすく、親しみやすいデザインに変更する予定です。
計画名称についても「前橋市こども計画」に加えて、小中学生が考えた副題
(サブタイトル)を表紙に表示する予定です。

令和8年 月

※素案には一部調整中の内容を含みます。

<u>第1章 前橋市こども計画について</u>	
1 計画策定の背景・趣旨	2
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の対象	7
<u>第2章 前橋市の現状</u>	
1 人口動態	9
2 こども・若者をめぐる状況	12
3 こども施策の取組状況	15
<u>第3章 前橋市が目指す姿</u>	
1 こども・若者の願い	17
2 基本理念	23
■ 基本理念 全てのこどもが夢や希望を持ち、笑顔で自分らしく育つことができる、みんなが幸せなまちをつくる	
3 基本目標	23
<u>第4章 計画の推進</u>	
1 施策体系	25
2 推進体制	26
3 進捗状況の管理	27
<u>第5章 基本目標に基づく施策の展開</u>	
1 施策の展開	29
■ 基本目標1 こどもが権利の主体であることを共有し、その声を聴き、ともに社会をつくる前橋市の実現	
■ 施策の柱1 こどもの権利の普及促進	30
■ 施策の柱2 こどもの意見表明と社会参加の促進	33
■ 基本目標2 こどもから若者、子育て当事者へ切れ目のない支援や環境を整え、こどもが健やかに育つ、育てることができる前橋市の実現	
■ 施策の柱1 ライフステージ共通の支援	36
■ 施策の柱2 こども・若者への支援	41
■ 施策の柱3 子育て当事者への支援	45
■ 施策の柱4 こども・若者や家族の状況に応じた支援	51
■ 基本目標3 こどもが安全に、安心して、自ら学び、成長できるまちをみんなでつくり、全ての市民、企業など市全体でこどもの成長を支え、未来につなぐ前橋市の実現	
■ 施策の柱1 保育・教育現場の取組	56
■ 施策の柱2 官民連携・協働	59
■ 施策の柱3 地域での活動	60
■ 施策の柱4 安全・安心に成長できる環境の整備	63
■ 施策の柱5 こどもの居場所づくり	66
■ 施策の柱6 相談体制の充実	69
2 成果指標と目標値	73

第Ⅰ章

前橋市こども計画について

- 1 計画策定の背景・趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

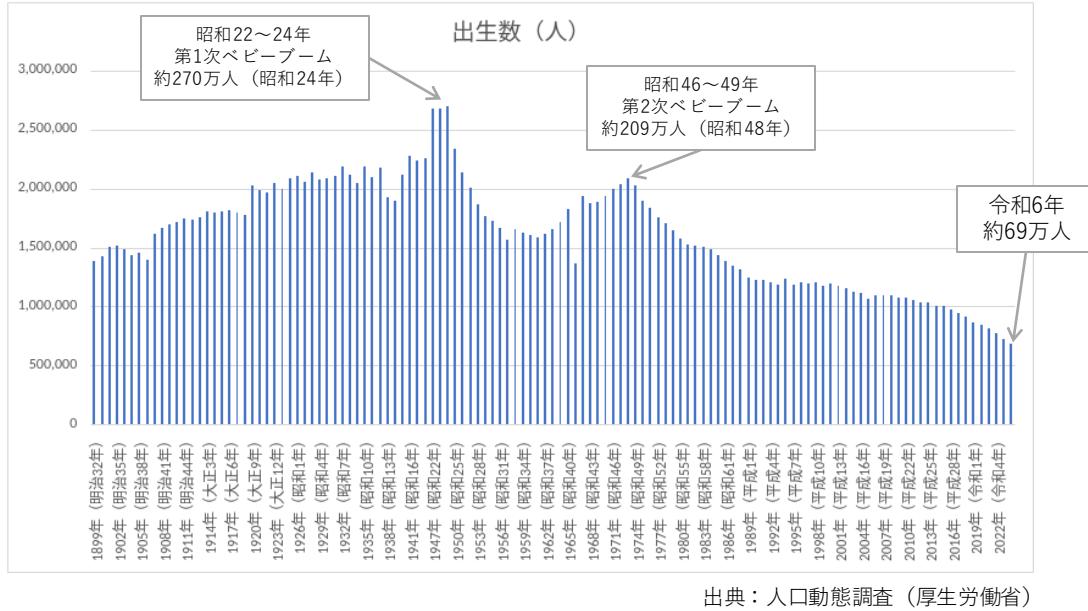
～「こども」の表記について～

この計画では、こども基本法と同じく、原則ひらがな表記の「こども」を使用しています。ただし、法令等で定められている場合や、固有名詞を用いる場合、他の語との関係でひらがな表記以外を使用することが適当と判断される場合は「子供」、「子ども」、「児童」などを使用しています。

I 計画策定の背景・趣旨

(人口、出生数の減少)

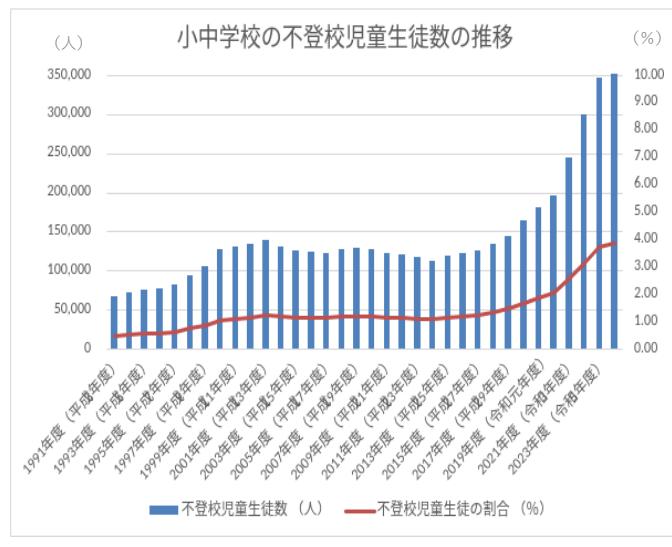
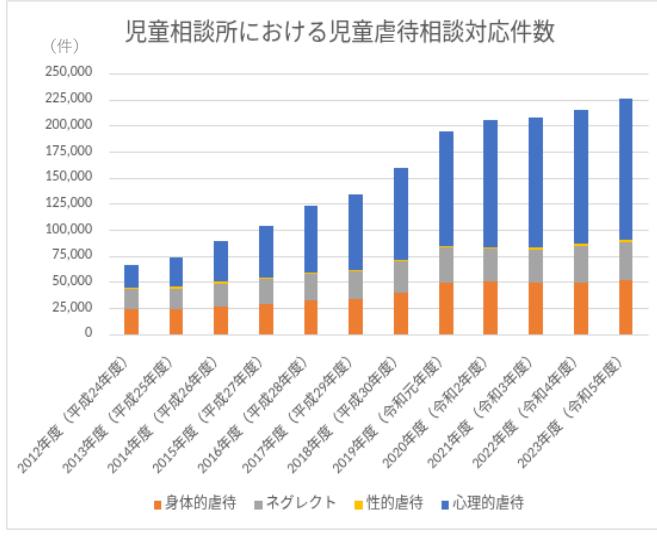
- 日本の人口は2008年（平成20年）をピークに減少が始まり、同年の1億2,808万人から2024年（令和6年）の1億2,380万人へと、この16年間で400万人を超える減少となりました。
- 人口減少の主な要因は少子化で、出生数は最も多かった1949年（昭和24年）には約270万人、第2次ベビーブームの1973年（昭和48年）には約209万人でしたが、直近の2024年（令和6年）には約68万人と大きく減少しています。同年の合計特殊出生率も1.15と過去最低を記録し、日本の人口減少は加速しています。



出典：人口動態調査（厚生労働省）

（近年のこども・若者を取り巻く環境）

- 人口の減少が進む中、家族の構成やライフスタイルも変化しています。人口が減少する一方で、世帯数は増加が続いている。これは一世帯あたりの家族の人数が減っていることを意味し、2004年（平成16年）には1世帯あたりの平均人数が2.72人でしたが、2024年（令和6年）は2.20人となり、以前に比べ3世代で暮らす世帯が大きく減少し、単身の世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。
- また、子どものいる世帯では、ともに働きながら子育てを行う夫婦も増え、多忙な生活を送る中で家族と一緒に過ごす時間や、地域とのつながりを持つ機会が減っています。一方で、携帯電話やインターネットが生活に浸透するとともに、より低年齢の子どもにも普及し、SNSやゲームを通じて人とつながることや情報を得ることなど、コミュニケーションの方法も大きく変化しています。
- 家庭や社会の環境が大きく変化している中、子どもや若者の間では、いじめ、不登校、ひきこもり、児童虐待、貧困などの困難な状況を抱える人が増えています。さらに、近年では子どもが家庭の事情から、家事や親の世話を日常的に行うヤングケアラーも新たな社会問題として取り上げられています。



出典：福祉行政報告例（厚生労働省）

出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

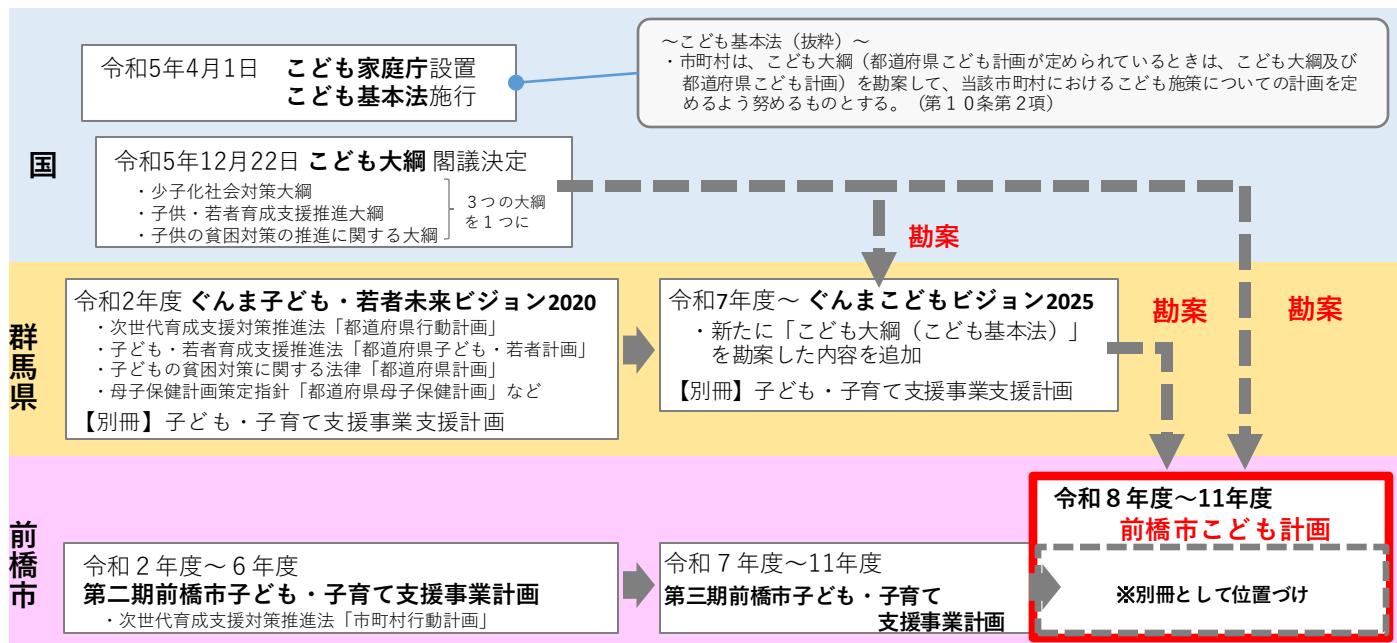
(国・県の動向)

- こどもや若者を取り巻く環境が大きく変化する中、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、政府全体のこども施策を強力に進めるための司令塔として、2023年（令和5年）4月1日にこども家庭庁が創設されました。
- さらに同日、全てのこどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体でこども施策に取り組むことができるよう、基本理念や基本となる事項を定めるなど、こども施策を総合的に推進していくことを目的に、「こども基本法」が施行されました。
- こども基本法に基づいて、同年12月にはこども施策に関する基本的な方針、重要事項やこども施策を推進するために必要な事項を定めた「こども大綱」が策定されました。こども大綱では、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策の推進に関する大綱」の3つの大綱が1つに束ねられるとともに、こどもの権利保障やウェルビーイングの実現に向けた施策を包括的に示し、総合的かつ一体的にこども施策を進めています。
- こども基本法第10条では、都道府県はこども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を策定すること、また、市町村はこども大綱、都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を策定するように努めることが定められています。群馬県では、これまでのこども、若者を巡る課題を一体的・効果的に解決するために策定された「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」に代わり、こども大綱を踏まえ、こどもの権利をより重視した「ぐんまこどもビジョン2025」を策定し、令和7年4月から計画を開始しています。

(前橋市の考え方)

- これまで本市では、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実などについて「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定して各取組を進めてきました。この計画では、基本理念として「こどもの最善の利益が実現するまちを目指します」を掲げ、法定の内容に加えて、母子保健や児童虐待の防止、仕事と家庭生活との両立の推進など、幅広い施策を盛り込み、本市のこども施策の中心的な計画としてきました。
- 本市では、近年のこどもや若者を取り巻く環境の変化や国、県の動向を踏まえて、これまで以上にこども施策を強力に、総合的に推進し、本市の全てのこども、若者が笑顔で自分らしく、幸せに育つことができる市を実現するために、令和7年4月に計画が開始されている「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」を包含する形で、新しく「前橋市こども計画」を策定しました。

○国、県の動き



こども大綱

■こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

■こども施策に関する基本的な方針（6本の柱）

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

■こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通した重要事項

- (1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(こども基本法の周知、子どもの教育、養育の場における子どもの権利に関する理解促進等)
- (2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり等)
- (3)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
(成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援)
- (4)こどもの貧困対策
(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- (5)障害児支援・医療的ケア児等への支援
(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等)
- (6)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- (7)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策等)

2 ライフステージ別の重要事項

- (1)子どもの誕生前から幼児期まで
子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
(妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保、子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実)
- (2)学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
(こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等、居場所づくり、小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実、成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育、いじめ防止・不登校のこどもへの支援、校則の見直し・体罰や不適切な指導の防止、高校中退の予防、高校中退後の支援)
- (3)青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身につけ、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
(高等教育の修学支援、高等教育の充実、就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組、結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実)

ぐんまこどもビジョン2025

■目指す社会の姿——こどもたち一人一人が大切にされ、全ての子どもの育ちを支える社会～未来を創る好循環～

■基本理念——次代を担うこども・若者にとっての最善の利益を優先し、こどもや子育てに関わる全ての人が幸せを実感できるよう、当事者の声を聴きながら、ともに推進します

■基本方針

- 1 全ての子どもの将来にわたるウェルビーイングの保障【ライフステージ共通】
(子どもの権利の理解と社会全体での共有、非認知能力育成と活躍できる機会づくり、切れ目ない保健・医療の提供、困難な状況にあるこども・若者への支援)
- 2 「はじめの100か月」を社会全体で支える【子どもの誕生前～幼児期】
(妊娠前から幼児期までの切れ目ない保健・医療の提供、「愛着形成」と「遊び」を通じた成長の保障)
- 3 心身の健やかな成長と自己肯定感を高めるための環境を整える【学童期・思春期】
(安心して過ごし学べる学校生活の充実、多様な居場所づくり、性に関する教育や相談支援の充実、社会的な自立に必要な知識の習得、学校生活での様々な困難に応じた適切な対応)
- 4 可能性を伸ばし、希望する将来の実現を応援する【青年期】
(高等教育の修学支援と教育の質の向上、希望するライフキャリアの実現に向けた支援)
- 5 子どもの育ちを支える大人への支援【子育て当事者】
(子育て当事者の不安や負担の解消、共働き・共育ての推進)

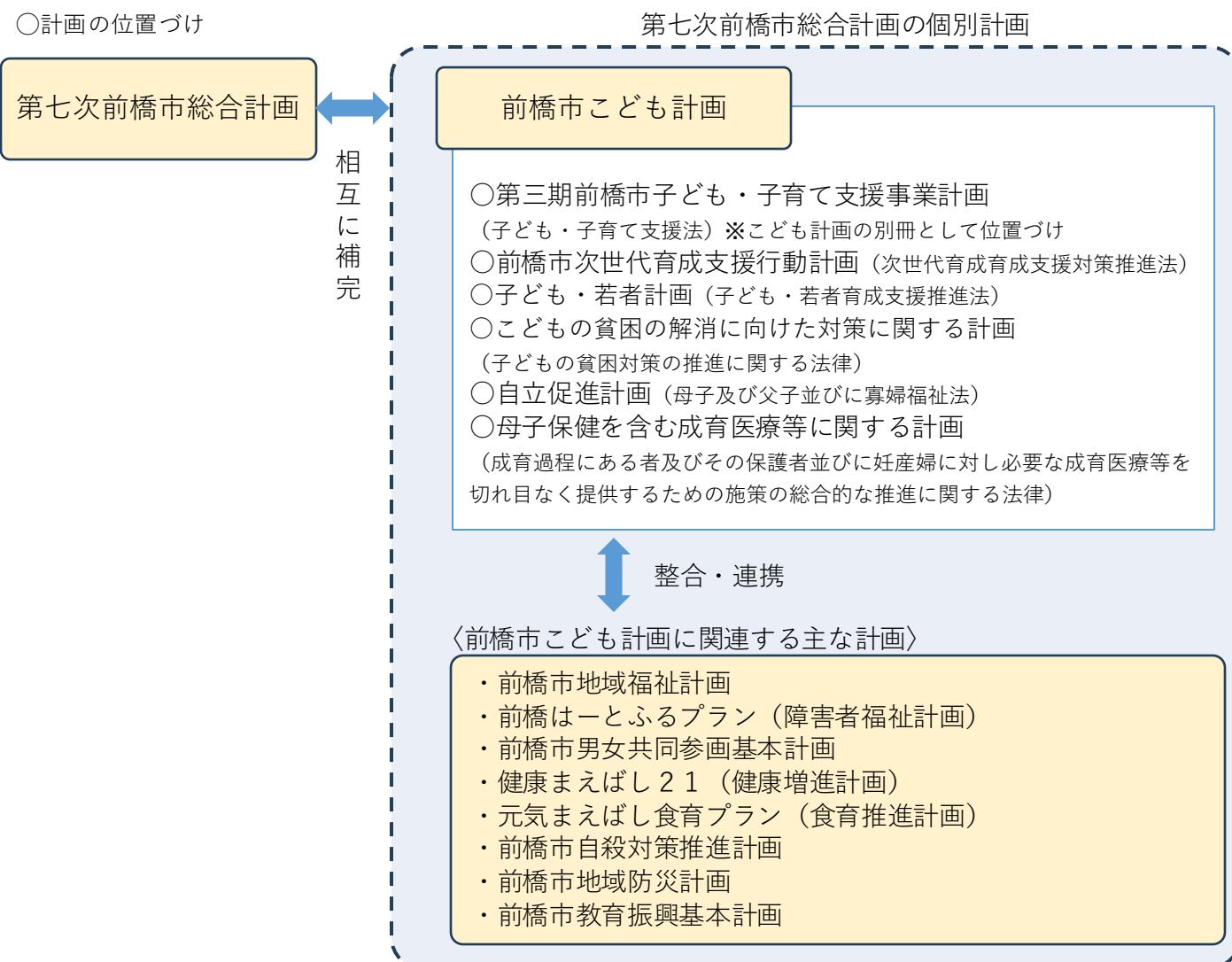
2 計画の位置づけ

(計画の法的根拠、一体化する計画)

- 「前橋市こども計画」はこども基本法第10条第2項に規定された市町村こども計画として、本市のこども施策を総合的に推進するための計画として策定しました。
 - また、「前橋市こども計画」は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」と一体の計画としています。
 - さらに、こども基本法第10条第2項では、市町村が作成することも計画はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して作成するよう努めるものとされているため、本市のこども計画は「こども大綱」及び「ぐんまこどもビジョン2025」の内容を勘案して作成しています。

(市の関連計画)

- 「前橋市こども計画」は本市の将来都市像を示す「第七次前橋市総合計画」のこども分野の個別計画として、相互に補完し合う計画として位置づけます。
 - また、その他にも本市で策定している、こどもや若者、子育て当事者などに関連する計画とも整合を図りながら、連携して取組を進めていきます。

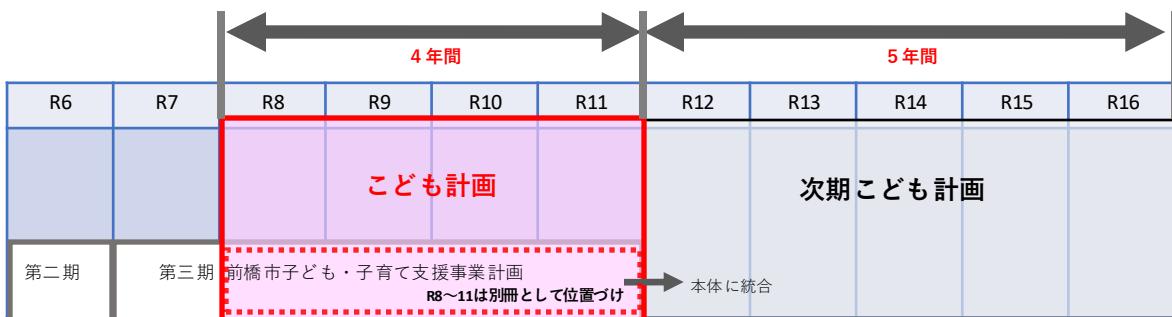


3 計画の期間

(計画の期間)

- 本計画は令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までの4年間を計画期間とします。
- 計画期間を4年間としているのは、令和7年度（2025年度）から開始している「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」（令和11年度までの計画）を、令和8年度からこども計画の一部に含めて1つの一体的な計画とするため、「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」の終了年度と合わせることにしました。
- 次期（第二期）以降の計画は5年間の期間で策定し、5年ごとに更新していく予定です。
- なお、本市では、令和8年4月に子どもの権利を保障するための「前橋市子ども基本条例」が制定されました。本計画では、「前橋市子ども基本条例」で掲げている、子どもが安心して健やかに自立した個人として成長することができる社会を実現するために、子どもの権利を保障するための取組や子どもの権利を市全体へ普及するための取組などを定めています。

○計画の期間



前橋市子ども基本条例（令和8年4月1日施行）

～条例の目的～

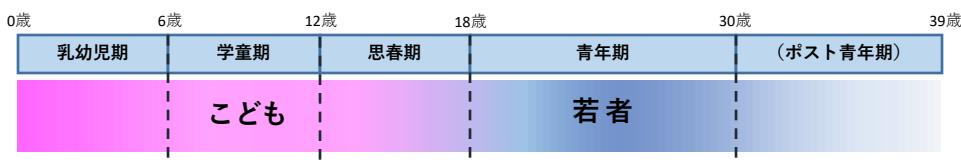
第1条 この条例は、子どもの権利を保障するための基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して健やかに自立した個人として成長することができる社会を実現することを目的とします。

4 計画の対象

(計画の対象)

- 本計画は、こども、若者、子育て当事者を主な対象とします。
- また、こども、若者、子育て当事者を支え、社会環境の整備や社会活動の参加等に関わる、全ての市民、団体、地域、事業者等も対象とします。
- 子どもの定義は、子ども基本法で「心身の発達の過程にある者」とされていますが、本計画では、「子ども」はおおむね18歳未満、「若者」はおおむね18歳からおおむね30歳未満とします。ただし、年齢の区分によって必要な支援が途切れないよう、本計画で定めた取組や事業を実施する際には、必要に応じて対象を判断できるものとします。

○ライフステージの区分



○子ども・若者の区分と説明

区分		説明
子ども	乳幼児期	義務教育年齢に達するまで
	学童期	小学生年代
	思春期	中学生からおおむね18歳まで
若者	青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満まで ※ポスト青年期は青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

【参考】子ども基本法、子ども大綱における「子ども」、「子ども施策」の定義、説明（抜粋）

■子ども基本法における「子ども」の定義

「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。（第2条第1項）

■子ども大綱における「子ども」、「子ども施策」の説明

子ども基本法において「子ども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、子どもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。

子ども基本法において「子ども施策」とは、次に掲げる施策その他の子どもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策とされている。

- 1 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるべき子どもの健やかな成長に対する支援
- 2 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われるべき支援
- 3 家庭における養育環境その他の子どもの養育環境の整備

第2章

前橋市の現状

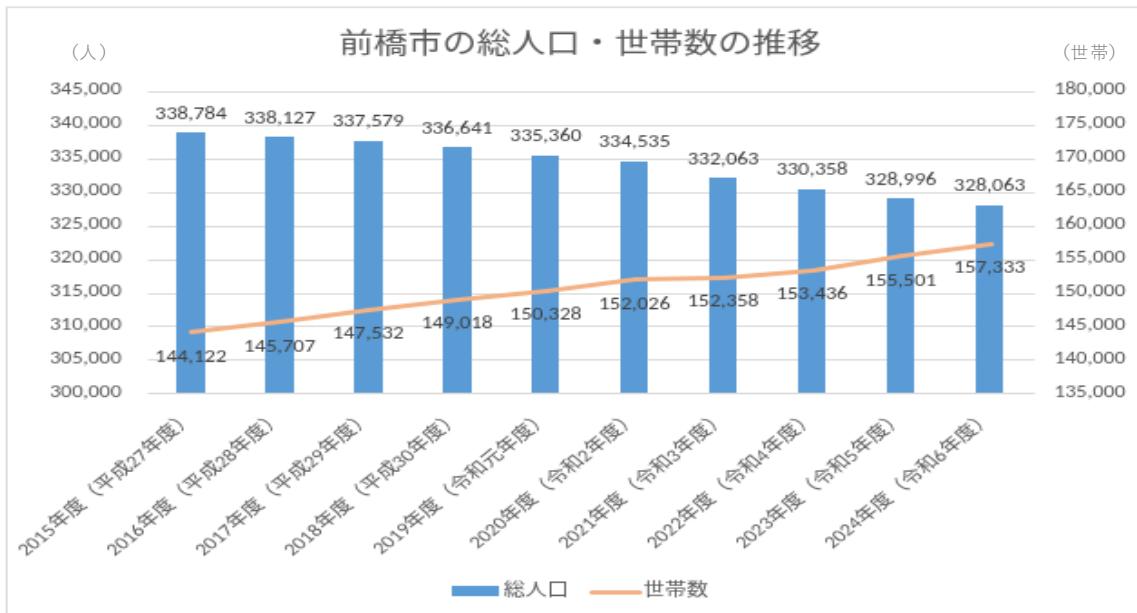
- 1 人口動態
- 2 こども・若者をめぐる状況
- 3 こども施策の取組状況

I 人口動態

(市の総人口と世帯数の推移)

●本市の総人口は全国的な傾向と同様に減少が続き、この10年間で1万人を超える減少となっています。本市が定めた「第3期県都まえばし創生プラン（前橋版人口ビジョン・総合戦略）」では、現状のまま人口の減少が進んだ場合、総人口は、2040年（令和22年）には294,833人、2060年（令和42年）には245,329人になると推計されています。

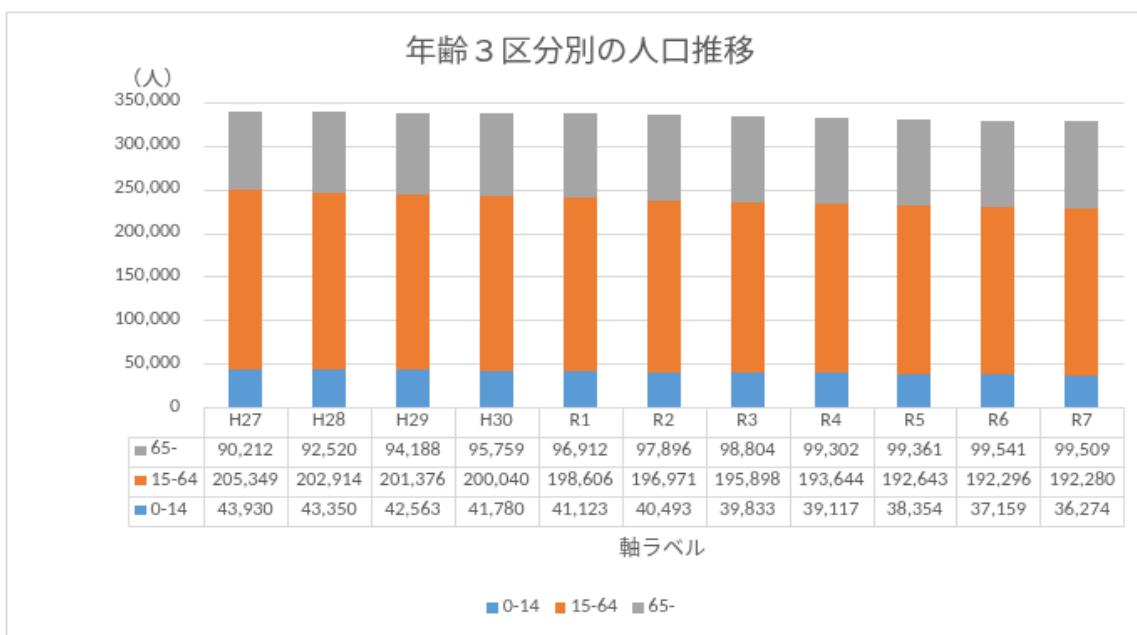
●一方、世帯数は増加が続いている、1世帯あたりの世帯員数が減少しています。



出典：前橋市住民基本台帳(各年3月末日現在)

(市の年齢3区分別人口の推移)

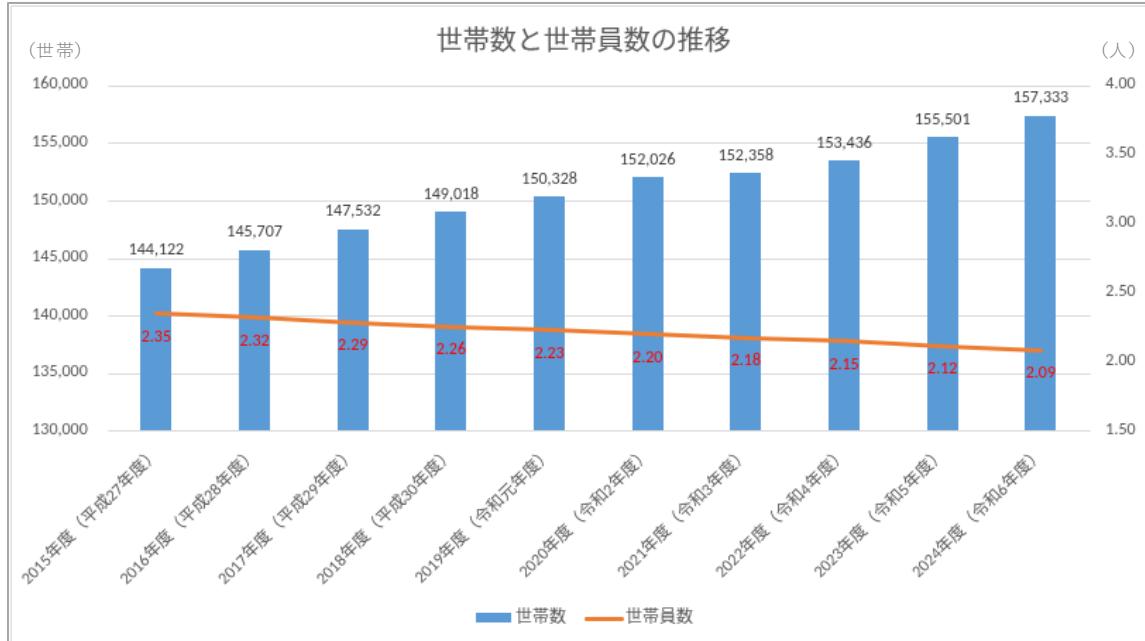
●総人口の減少とともに年齢ごとの人口構造も変化しています。年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少し、高齢者人口（65歳以上）の割合が増加しています。



出典：前橋市住民基本台帳(各年3月末日現在)

(市の世帯数と世帯員数の推移)

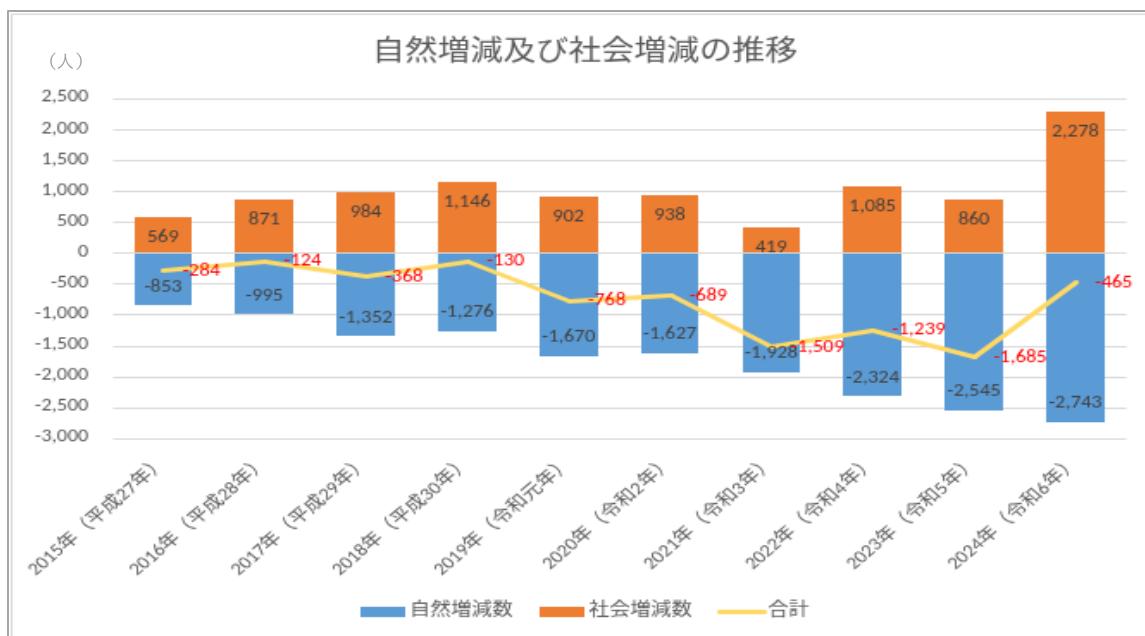
- 総人口が減少している一方で世帯数は増加し続けていて、世帯の規模が縮小しています。1世帯あたりの世帯員の人数は、2015年度（平成27年度）に2.35人だったのに対し、2024年（令和6年度）には2.09人となっています。



出典：前橋市住民基本台帳(各年3月末日現在)

(市の人口の社会増減、自然増減の推移)

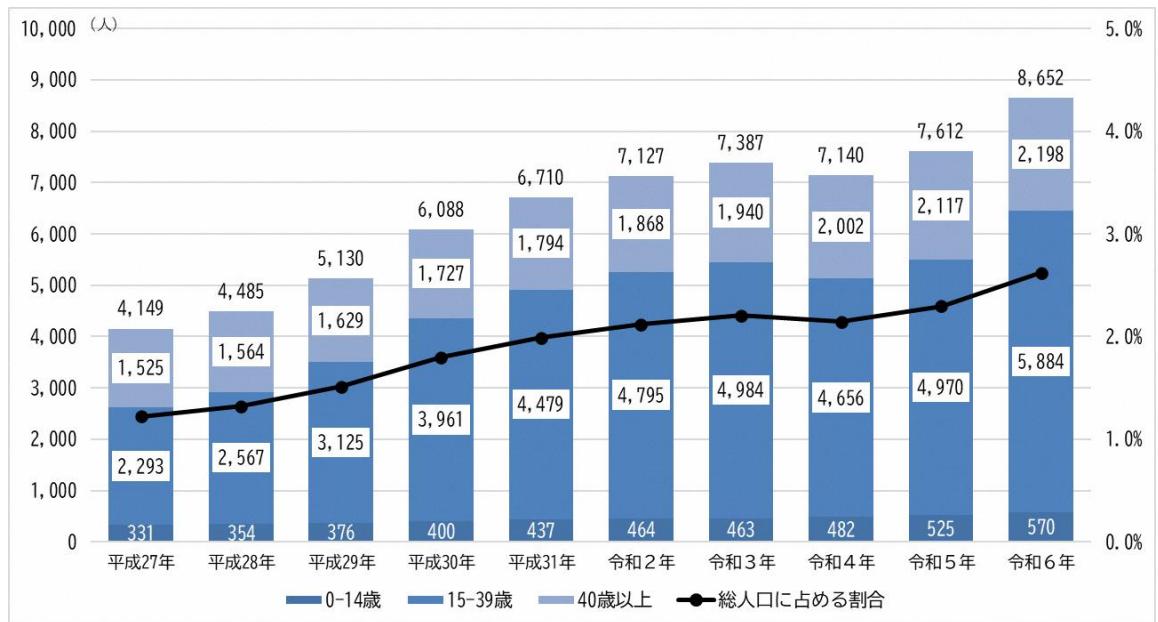
- 本市の人口は、出生数を死亡数が上回る自然減の状況が続いている。転出入では転入数が転出数を上回る社会増の状況が続いているが、自然減が社会増を上回るため、人口が減少しています。近年は自然減が拡大していて、人口の減少が加速しています。



出典：前橋市住民基本台帳(各年3月末日現在)

(外国人人口の推移)

- 本市の外国人人口は年々増加しており、市の総人口に占める割合も、平成27年の1.2%から令和6年には2.6%へと増加しました。
- 年齢別では、特に15～39歳の増加が大きく、平成27年の2,293人から令和6年には5,884人へと増加しています。

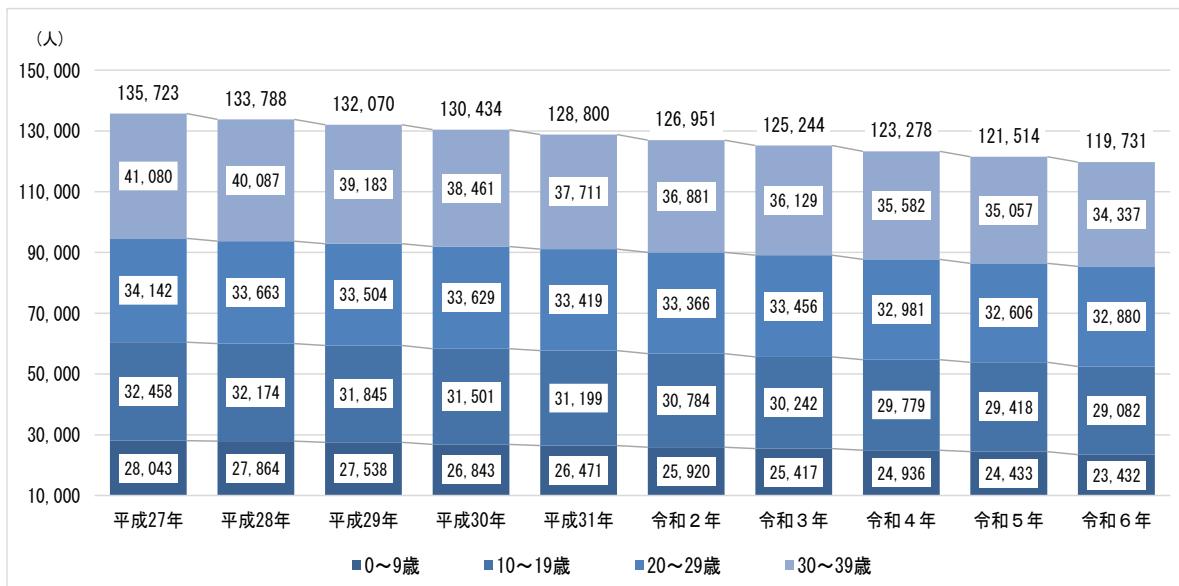


出典：群馬県統計情報提供システム（住民基本台帳）（各年1月1日現在）

2 こども・若者をめぐる状況

(こども・若者年代の人口推移)

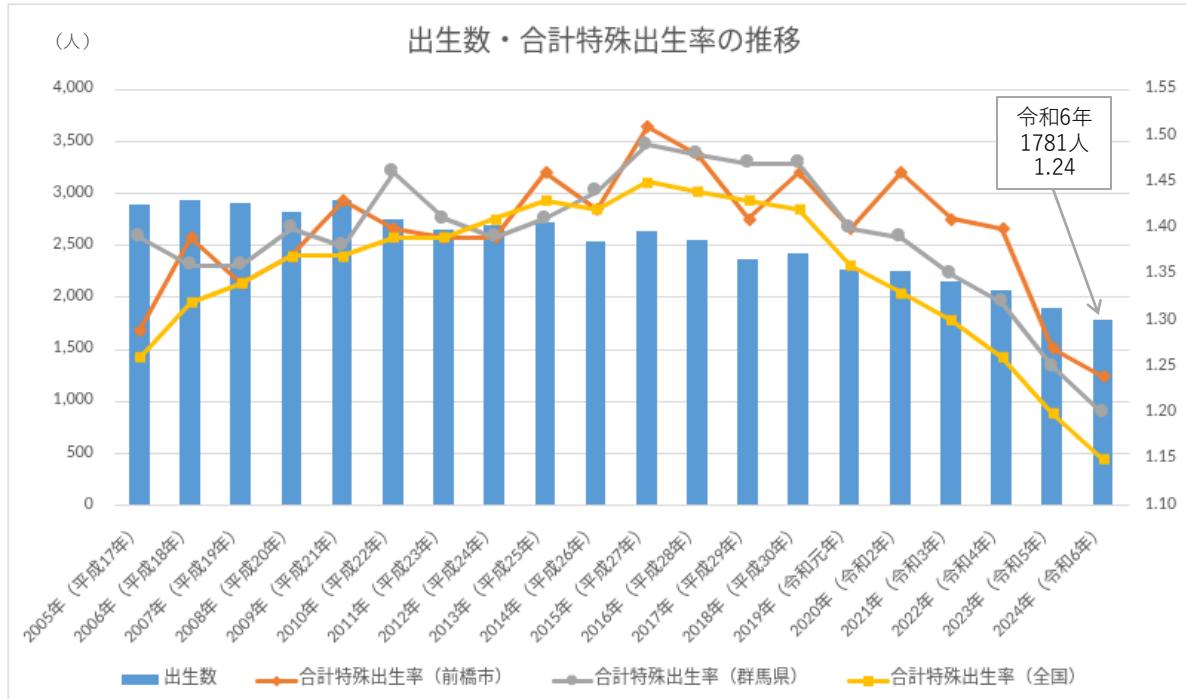
- 本市のこども・若者年代の人口の推移は、全ての年代で年々減少しており、特に0～9歳と30～39歳では、平成27年から令和6年にかけてそれぞれ16.4%減と大きく減少しています。



出典：群馬県統計情報提供システム（住民基本台帳）（各年1月1日現在）

(出生数・合計特殊出生率の推移)

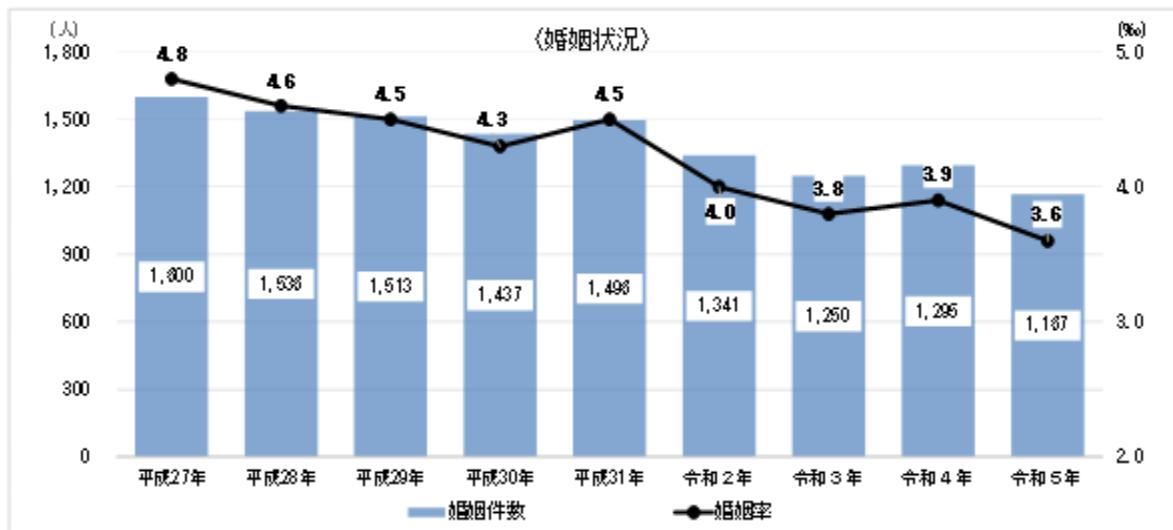
- 本市の出生数は減少傾向となっています。約20年前の2005年（平成17年）の出生数は2,890人でしたが、2024年（令和6年）は1,781人と、この20年間で1千人を超える減少となっています。
- 合計特殊出生率も減少が続いている、特に直近の5年間で大きく減少しています。



出典：群馬県統計情報提供システム（人口動態統計）

(婚姻の推移)

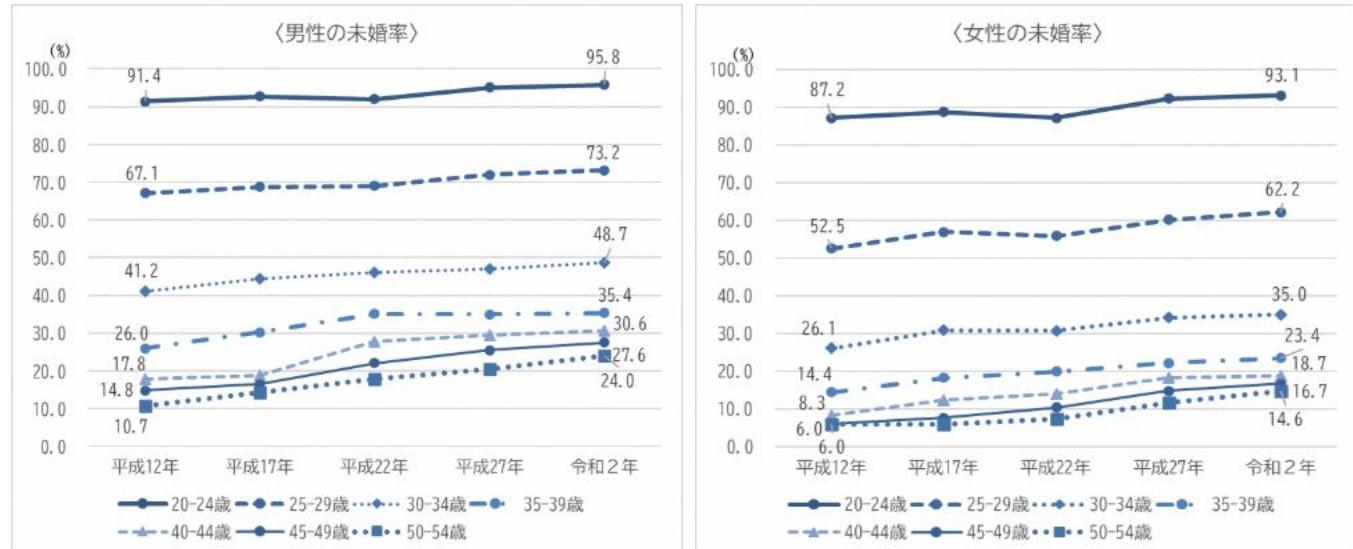
●本市の婚姻率の推移は減少傾向にあり、令和5年は3.6%（パーセント：千分率）と、平成27年以降で最も低くなっています。令和5年の全国の婚姻率は3.9、群馬県は3.4となっています。



出典：群馬県統計情報提供システム（人口動態統計）

(未婚率の推移)

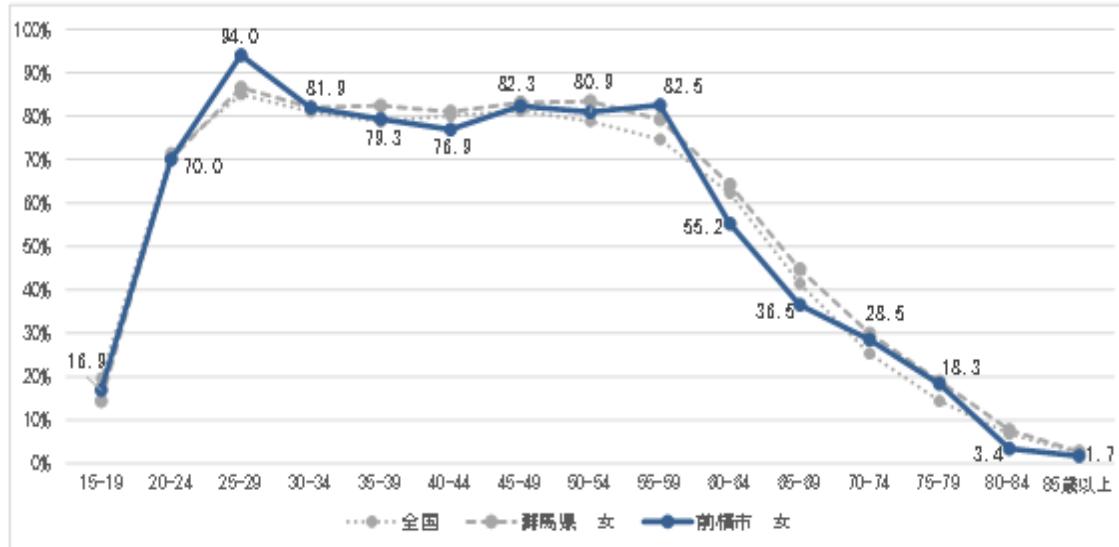
●本市の20歳から39歳の未婚率（5歳年齢階級ごと）は平成12年から令和2年にかけて各年代で上昇傾向が続いている。



出典：国勢調査

(女性の有業率)

●本市の女性の有業率は20代後半から50代にかけて高くなっていますが、30代から40代前半にかけて有業率が下がり、その後再び高くなるいわゆるM字構造の傾向が全国平均に比べて顕著に表れています。本市では、特に25-29歳の有業率が94.0%と高く、若い世代の労働参加率が高いことが特徴的です。一方で、高齢者の有業率は大きく減少しており、特に60代では全国平均に比べて有業率が低い状況となっています。



出典：令和4年就業構造基本調査

3 こども施策の取組状況

(本市の取組)

- 本市では、第七次前橋市総合計画（平成30年度～）及び第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～）などの計画において、結婚、出産、子育てを重要な施策として位置づけて、こどもや若者、子育てに関する施策に力を入れてきました。近年の本市の子育て支援、こどもや若者に関する主な取組は以下のとおりです。

作成中

第3章

前橋市が目指す姿

- 1 こども・若者の願い
- 2 基本理念
- 3 基本目標

I こども・若者の願い

- 本市では「子どもの笑顔があふれるまち」の実現を目指し、こどもや若者の意見を聴きながら『こども基本条例』及び『こども計画』の検討を進めてきました。
- こどもから意見を聴く取組は、テーマを決めたワークショップや、アンケート調査への回答、意見を聴かれにくいこどもへの意見聴取の取組など、様々な方法で行いました。
- 若者からの意見聴取については、こどもと同様の方法に加えて、市内の大学に通う大学生で構成する「子どものまち前橋若者会議」を設置し、条例や計画について意見を聴きながら検討を進めてきました。
- これまでの取組で聴いてきた意見を以下のとおり、こども、若者の願いとして紹介します。本市では、今後もこどもや若者の声を聴くことを大切にしながら、こども施策を推進します。

○意見聴取の実施状況

ワークショップ

令和6年度	8月25日	小中学生向けワークショップ「みんなで考えよう！子どもの権利」
	9月16日	高校生ワークショップ「みんなで話そう！子どもの権利」
令和7年度	3月16日	性教育講演会での小中学生向けワークショップ「子どもの権利って何だろう？」
	5月24日～6月14日（全4回）	高校生ワークショップ「こども基本条例前文検討ワークショップ」
	8月24日	小中学生向け「まえばしこどもワークショップ～子どもの笑顔があふれるまちって、どんなまち？～」
	10月4日	児童養護施設でのアウトリーチ型ワークショップ（中高生向け）

タウンミーティング

令和6年度	8月17日	高校生タウンミーティング「前橋の未来について考えよう！」
	10月26日	みんなで考える！前橋のこども子育て
	10月28日	社会で支え合う子育て
	12月14日	みんなで考えよう！子どもの主体性～思春期のこどもとの関わり方～

その他

令和6年度	7月4日	こどもまんなかアクションリレーションポジウムin前橋
	10月31日～12月6日	少子化対策等に関する市民アンケート調査
	2月27日	前橋市立前橋特別支援学校 教職員アンケート（対面）
	2月20日～3月7日	教育支援教室 アンケート

《ワークショップ等における主なこども・若者の声》

●高校生タウンミーティング「前橋市の未来について考えよう！」(R6.8.17)

- ・子育てに悩む親が相談したり話し合って悩みを解決できるようないべントを開催してほしい。
- ・男性の育児休暇取得率を日本一にする。

●小中高生ワークショップ「みんなで考えよう！子どもの権利」(R6.8.25)

- ・人権、権利があるからこそ当たり前だと思った生活ができる。

●高校生ワークショップ「みんなで話そう！子どもの権利」(R6.9.16)

- ・親としての責務を果たし、こどもを愛すること、こどもを一人の人間として扱って対話をしてほしい。
- ・こどもの行動範囲を広げ自立を促してほしい、その過程を社会全体で見守ってほしい。

●前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査 (R6.10～12)

- ・自分の気持ちや意見を素直に積極的に言える環境を作る。
- ・自転車に乗れたりボール遊びなどスポーツがもっとできる公園がほしい。

●こども基本条例前文検討ワークショップ (R7.5.24～6.14)

※グループごとに検討した望む社会

- ・私たちこどもは、自分の個性や強みを見つけて夢や希望を持って大人になる社会を望んでいます。そのために、私たちは様々なチャレンジの中で意見を主張したり他者と話したりして、自分への理解を深める必要があります。そして大人は、私たちが挑戦することを最大限に応援して、私たちこどもの憧れの存在になってください。
- ・私たちこどもはやりたいことになんでも挑戦する気持ちを持っています。大人は私たちを常に否定せずに周りの大人に応援されたいです。また、私たちは安心できるような社会をつくってほしいです。
- ・私たちこどもは「困っているこどもが安心できる社会」を望みます。そのために、私たちは互いに寄り添い助け合います。そして大人には、子どもの権利が守られる社会体制を整えてほしいです。
- ・私たちこどもたちは、生まれながらに愛され、自分の意見を伝える権利を持っています。また、この社会で成長し、明るい前橋市となることを願っています。そして、私たちこどもはこの条例や認められた思いを深く理解し、私たち自身から、おとなたちと共に行動していくことを望みます。

■日 時	令和6年8月25日（日） 9:00～12:00
■会 場	前橋市保健センター
■対 象	市内在住の小学5年生～中学3年生
■参加者	19人（小学5年生2人、小学6年生8人、中学1年生7人、中学2年生1人、中学3年生1人）
■若者委員	7人（子どものまち前橋若者会議 大学生委員）



A グループ

■大切だと思う権利

- ①生きる権利：ご飯を食べないと生きられない
- ②育つ権利：起きて寝ないと生きられない

■「なんだ」と思った権利

当たり前のことだが実は権利だった。

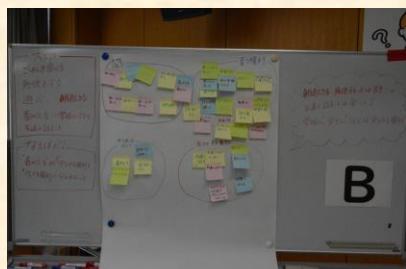


■疑問に感じたこと

義務と権利って何が違うのか。

■これからどうしたいか

- ・差別をしない。
- ・もらっている環境を大切にする。



B グループ

■大切だと思う権利

生きる権利、育つ権利：
ご飯を食べる、勉強をする、遊ぶ、友達と話す

■「なるほど」と思ったこと

日常生活の行動で“着替える”が「守られる権利」と
「生きる権利」に意見が分かれたが、お互いの意見を
聞いてどちらにも捉えることができるることを知り、
なるほどと思った。

■その他の意見や感想

- ・“朝起きる”“勉強する”は苦手、友達と話すことは楽しい。
- ・話し合いの中で学校へ“安全に”行くことは「守られる権利」という意見になった。



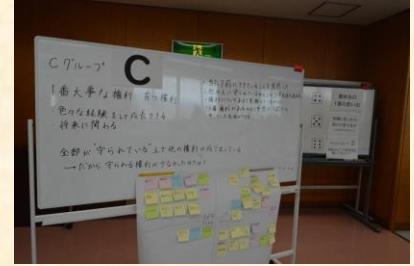
C グループ

■大切だと思う権利

育つ権利：いろいろな経験をして成長できる、将来に関わる

■その他の意見や感想

- ・当たり前に出来ていることを実感した。
- ・他の人に守られているからこそ日常生活を送れる
- ・権利についてあまり意識していなかった。
- ・人権、権利があるからこそ当たり前だと思っていた生活ができる。
- ・全部が「守られている」うえで他の権利が成り立っている。
→だから「守られる権利」が少なかったのではないか。



D グループ

■大切だと思う権利

守られる権利：生きる権利も育つ権利も守られているからできることが多い。

■疑問に思ったこと

- ・「守られる権利」が大切だと考えたけど、紐づく行動は少なかった。
→日常生活では気付きづらい。

■今後どうしていきたいか

- ・権利について考えながら生活したい。（特に「生きる」「守られる」権利）
- ・その他、話し合いの中で助ける、助けられる権利という言葉も出てきた。

高校生ワークショップ「みんなで話そう！子どもの権利」

■日 時	令和6年9月16日（月、祝日） 16:00～18:00
■会 場	前橋市高校生学習室（アクエル前橋2階）
■対 象	市内在住、在学の高校生及び高校生学習室利用者
■参加者	20人（高校1年生3人、高校2年生8人、高校3年生9人）
■若者委員	5人（子どものまち前橋若者会議 大学生委員）



A グループ

■大切にしたい権利

(第2条) 人種、性別、宗教、障害、貧富の差、考え方などによって差別されない権利

■自分たちで考えた権利

子どもが貧富の差に悩まなくていい社会を求める権利

■込める想い

子どもの立場でも自分たちが望めば教育などの支援を享受しやすい社会になってほしい。
大人たちにも、子どもが権利を持つことを知ってほしい。

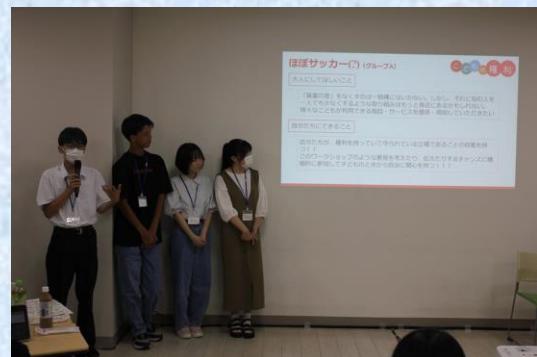
■大人にしてほしいこと

「貧富の差」をなくすのは一筋縄にはいかない。しかし、それに悩む人を一人でも少なくするような取り組みはもっと身近にあるかもしれない。様々な子どもが利用できる施設・サービスを提供・周知していただきたい。

■自分たちにできること

自分たちが権利を持っていて守られている立場であることの自覚を持つ！！

このワークショップのような意見を考えたり伝えたりするチャンスに積極的に参加して子どものときから政治に関心を持つ。



B グループ

■大切にしたい権利

(第28条) 教育を受ける権利

■込める想い

教育があることで搾取されたり扇動されたりすることを防ぐことができる。しかし、学校教育のみでは、社会に出たときに使うような実用的なマナーなどを学ぶ機会が無い。学校だけではない教育にも焦点を当てたい。

また、学校以前に保育園や幼稚園の待機児童問題も深刻である。知識的な教育を受ける以前の集団行動や人との関わり方などを学べる場として重要視したい。

■大人にしてほしいこと

- ・待機児童を受け入れるための幼稚園や保育所の増設
- ・社会に出たうえで生きていくための知識やマナー教育（新教科として）

■自分たちにできること

こども一人一人が今の教育についての現状を知り、こどもの視点から教育委員会や市に積極的に意見を訴える。

■自分たちで考えた権利

自己形成の準備をする権利



C グループ

■大切にしたい権利

(第6条) 生きる権利、育つ権利

■自分たちで考えた権利

生きることに希望を持つ権利

■込める想い

子どもの成長には愛情が必要不可欠であるという研究結果がある。結論、愛情を受けない子どもは死亡率が上昇するという結果のもと、親が子どもに愛情を注ぎ、子どもが愛情を感じ生きていくことに希望を見出せる親子関係の構築が必要なのではないか。

■大人にしてほしいこと

- ・親としての責務を果たし、子どもを愛すこと
- ・子どもに伝わる方法で愛情を伝える
- ・子どもを一人の人間として扱って対話すること

■自分たちにできること

- ・嫌なことは嫌だときちんと伝える
- ・自分に関わる大人とのコミュニケーションを取る

D グループ

■大切にしたい権利

(第36条) 誰からも幸せを奪われない権利

■自分たちで考えた権利

幸せを見つける権利 ~Looking for own happiness~

■込める想い

幸せだと思う瞬間は一人一人違う。ある一つの幸せを守るのではなく、各々が幸せを「見つける」ところも守ってほしいと思ったから。「こどもだから」と大人に決めつけられて、こどものしたい事をさせてもらえないのは、主体性に欠けた大人になってしまう。

■大人にしてほしいこと

- ・教育に関しての正しい知識の取得
- ・金銭面のサポート（奨学金など）
- ・こどもの思いを否定せずに尊重してほしい
- ・いろんなことを経験ができる機会を増やしてほしい

- ・意見の尊重（くだらないことも話せるような環境を作る）
- ・やりたいことに迷わず挑戦できる環境を作ってほしい
- ・心の余裕（趣味を極めたり、旅行などでリフレッシュ）

■自分たちにできること

- ・自分たちのしたいことの情報収集
- ・いろいろなことを体験（好きなことを見つけるため）

- ・他者の意見や思い、価値観を尊重する



E グループ

■大切にしたい権利

(第31条) 休んだり遊んだりする権利

■自分たちで考えた権利

守られた環境の中でこどもらしく楽しめる権利

■自分たちにできること

- ・自分の身分を証明するための学生証の所持して外出する
- ・夜10時以降の無駄な外出をなるべく控える

■大人にしてほしいこと

こどもの生活を優しく見守ってほしい

■込める想い

こどもの行動範囲を広げ、自立を促してほしい
そしてその過程を社会全体で見守ってほしい

本計画では、計画を通じて実現を目指す本市の姿を「基本理念」として定めます。さらに、基本理念を達成するために必要となる具体的な施策につなげる3つの「基本目標」を定めて、施策を推進します。

2 基本理念

●本計画で実現を目指す本市の未来の姿を、次のとおり計画の基本理念として掲げます。

全ての子どもが夢や希望を持ち、笑顔で自分らしく育つことができる、みんなが幸せなまちをつくる

●子どもが生まれながらに持つ基本的人権（子どもの権利）を保障し心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、誰も取り残すこと無く、全ての子どもが、将来に向けて夢や希望を持つことができ、幸せに育つことができる市の実現を目指します。

●基本理念に掲げた市の姿を実現するためには、行政による子どもや若者、子育て当事者への支援だけでなく、地域や事業者など社会全体で子どもや若者の活動や成長、子育てしている家庭への応援やサポートが必要となります。市全体で子どもを育むことができるよう環境の整備を行い、子どもの健全な成長が全ての人の幸せにつながる市の実現につなげます。

3 基本目標

●基本理念の実現に向けて、具体的な施策につなげるために3つの「基本目標」を次のとおり定めます。さらに、基本目標の下には「施策の柱」を定めて事業や取組を整理、明確化して進めます。

○基本目標1（子どもの権利保障）

子どもが権利の主体であることを共有し、その声を聴き、ともに社会をつくる前橋市の実現

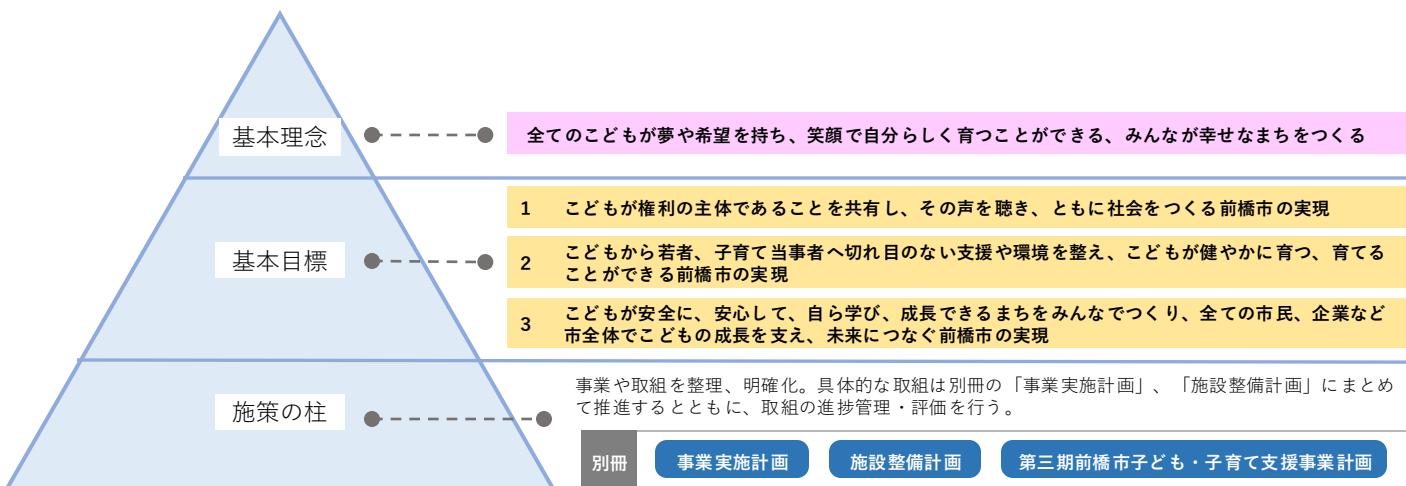
○基本目標2（支援の充実）

子どもから若者、子育て当事者へ切れ目のない支援や環境を整え、子どもが健やかに育つ、育てることができる前橋市の実現

○基本目標3（社会全体の取組）

子どもが安全に、安心して、自ら学び、成長できるまちをみんなでつくり、全ての市民、企業など市全体で子どもの成長を支え、未来につなぐ前橋市の実現

○前橋市こども計画の構成



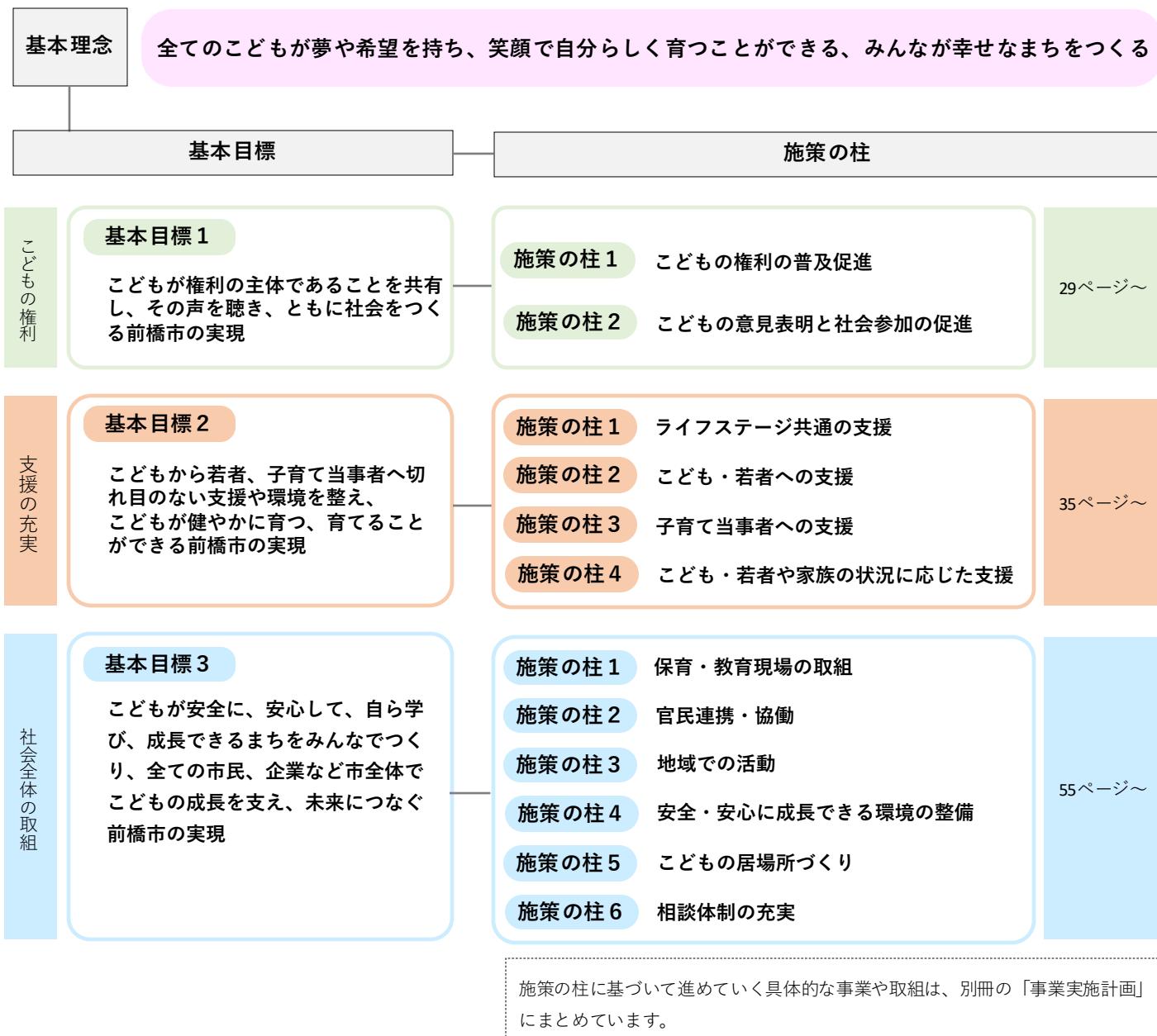
第4章

計画の推進

- 1 施策体系
- 2 推進体制
- 3 進捗状況の管理

I 施策体系

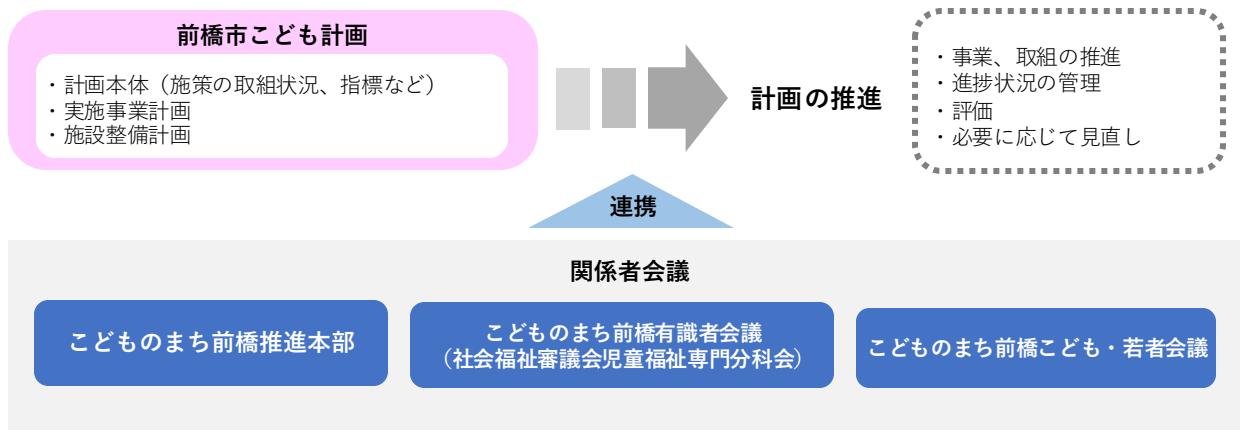
●本計画は基本理念の下に3つの基本目標、12の施策の柱を定めて取組を推進します。



2 推進体制

- 策定、実施、評価の各段階で、庁内の各部署が連携するとともに、こどもや若者、子育て当事者とも連携し、その意見を反映しながら計画を推進します。
- 庁内では市長を本部長とする「子どものまち前橋推進本部」で、保育・教育施設や地域、子育て当事者などの代表者とは「子どものまち前橋有識者会議（前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）」で、こどもや若者とは市内の高校生及び大学生で構成する「子どものまち前橋こども・若者会議」で検討や評価・検証を行い、計画を推進していきます。
- 毎年度、関連事業を一体的にまとめた「事業実施計画」を本計画の別冊として作成して施策を展開していきます。

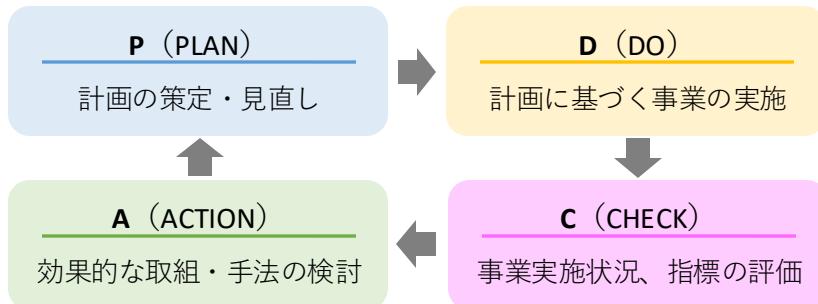
○計画の推進体制



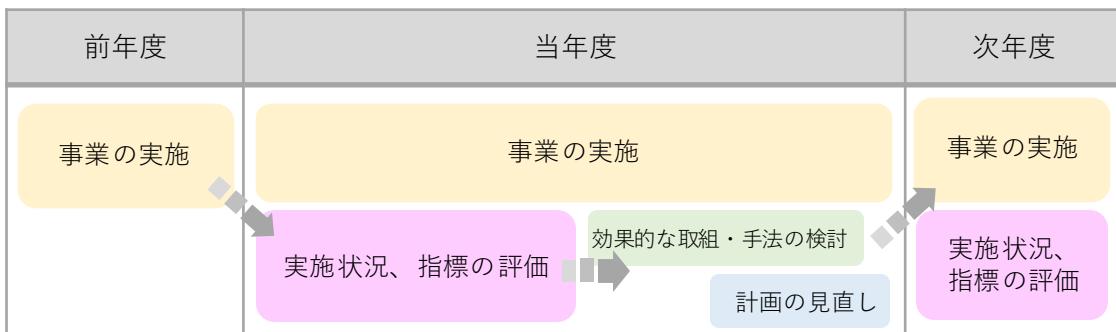
3 進捗状況の管理

- 施策の柱ごとに定めた数値目標の進捗状況や、本計画の別冊として毎年度作成する「事業実施計画」の各事業の取組状況を参照しながら計画の進捗状況を管理します。
- 計画の進捗状況の管理に当たっては、「子どものまち前橋有識者会議」と「子どものまち前橋こども・若者会議」の意見を聴くとともに、「子どものまち前橋推進本部」で課題を共有しながら、計画の進捗状況を評価・検証するとともに、必要な見直しを行います。
- 本計画は4年間の計画期間で策定していますが、取組の実施状況や効果の検証、社会情勢の変化などに柔軟に対応していくため、必要が生じた場合は計画の見直しを行います。

○P D C A サイクル



○年度ごとの進捗管理イメージ



第5章

基本目標に基づく施策の展開

- 1 施策の展開
 - 【基本目標1】
 - 【基本目標2】
 - 【基本目標3】
- 2 成果指標と目標値

I 施策の展開

本計画の施策体系に基づき、施策の柱ごとの現状と課題をふまえ、それぞれの施策の方向性を定めて個別の取組を推進します。

なお、社会情勢や国の動向の変化に柔軟に対応していくために、具体的な事業や取組は「事業実施計画」として計画の別冊にまとめ、毎年度、更新していくこととします。また、関連する施設の整備などについても「施設整備計画」として同様に別冊にまとめています。

基本目標1

こどもが権利の主体であることを共有し、その声を聴き、ともに社会をつくる
前橋市の実現

【施策の柱1】 こどもの権利の普及促進

【施策の柱2】 こどもの意見表明と社会参加の促進

基本目標1**こどもが権利の主体であることを共有し、その声を聴き、ともに社会をつくる前橋市の実現**

平成元年、国連総会において、子どもの権利条約（「児童の権利に関する条約」をいいます。以下同じ。）が採択され、日本は平成6年に批准をしました。この条約は、子どもの権利を国際的に保障するために定められた条約であり、子どもを、一人の人間として権利を持つ「権利の主体」と捉え、個人の権利を認めると同時に、成長の過程にあり保護や特別な配慮が必要な「保護の対象」と捉え、子どもならではの特別な権利も認めています。

また、国内では、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、全ての子どもが心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を総合的に推進することを目的とし、令和5年4月に子ども基本法が施行されました。

しかしながら、虐待や貧困、不登校、ヤングケアラーなど、子どもに関する問題は様々であり、子どもの権利が十分に守られていないのが現状です。また、子どもの社会参加の機会が十分に確保されていないことも、子どもの権利侵害の一つと言えます。

こうした状況を踏まえ、本市においても、子どもの権利を保障し、子どもが安心して健やかに自立した個人として成長することができる社会の実現を目指し、令和8年4月に「前橋市子ども基本条例」が施行されました。子どもを社会の一員として捉え、子どもの権利保障を基本としたまちづくりを進めため、本計画においても、子どもの権利に関するることを基本目標の一つとして位置づけます。

行政だけでなく、保護者、育ち学ぶ施設（児童福祉施設、学校等）、地域住民、事業者など、社会全体が子どもを権利の主体として認識し、協力して支え合うことができるよう、また、子どもが自らの権利について理解し、意見を表明し、社会に参加できるよう、子どもの権利保障を中心に据えた施策を総合的かつ継続的に推進します。

基本目標1**【施策の柱1】子どもの権利の普及促進****【現状と課題】**

- 本市で令和6年度に実施した「少子化対策等に関する市民アンケート調査」では、小学生、中学生、高校生のいずれにおいても「今の自分が好きだ」という自己肯定感が全国調査と比較して低く、特に中学生で低い傾向がありました。また、「今、自分が幸せだと思う」という今の幸福感も、小学生、高校生と比べると中学生の幸福感が低く、全国調査と比較しても低い結果となっています。

- 本市においても、虐待や貧困、不登校、ヤングケアラーなど、子どもに関する問題は複雑化かつ多様化しており、子どもを取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。こうした問題に対応し、子どもの権利が守られることで、自己肯定感や幸福感の向上につながるものと考えます。

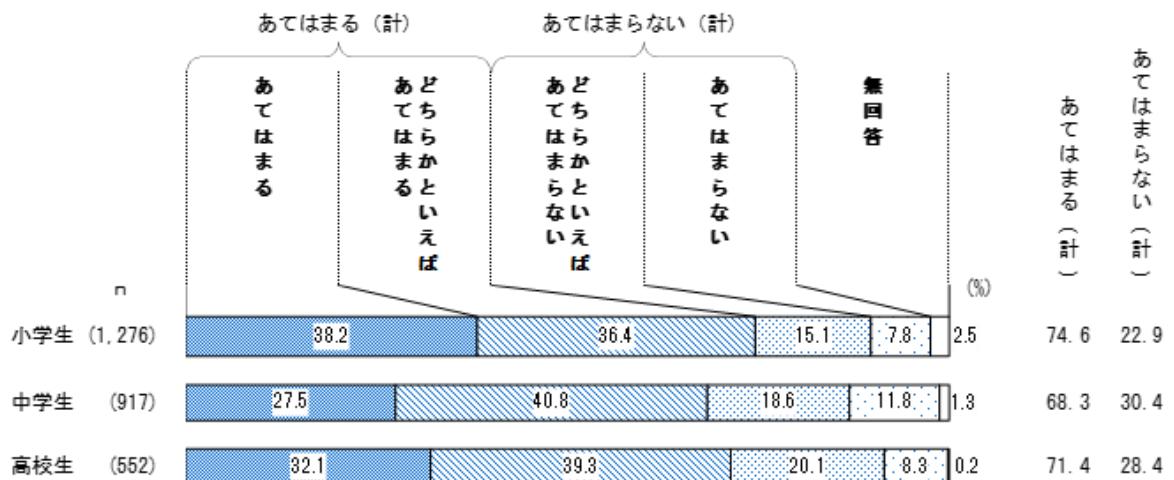
- また、上記のアンケート調査において、子どもの権利条約の認知度は、子ども、大人いずれの区分においても全国調査を上回る結果となりました。

- 一方で、その内容を知っている子ども、大人は、いずれの区分でも4割以下に留まり、知識として知っているものの、子どもの権利を十分に理解していない現状にあります。

- 子どもの権利について、理解と関心を深めるため、令和8年4月施行の前橋市子ども基本条例において、11月20日を前橋市子どもの権利の日として定めました。

【関連データ】

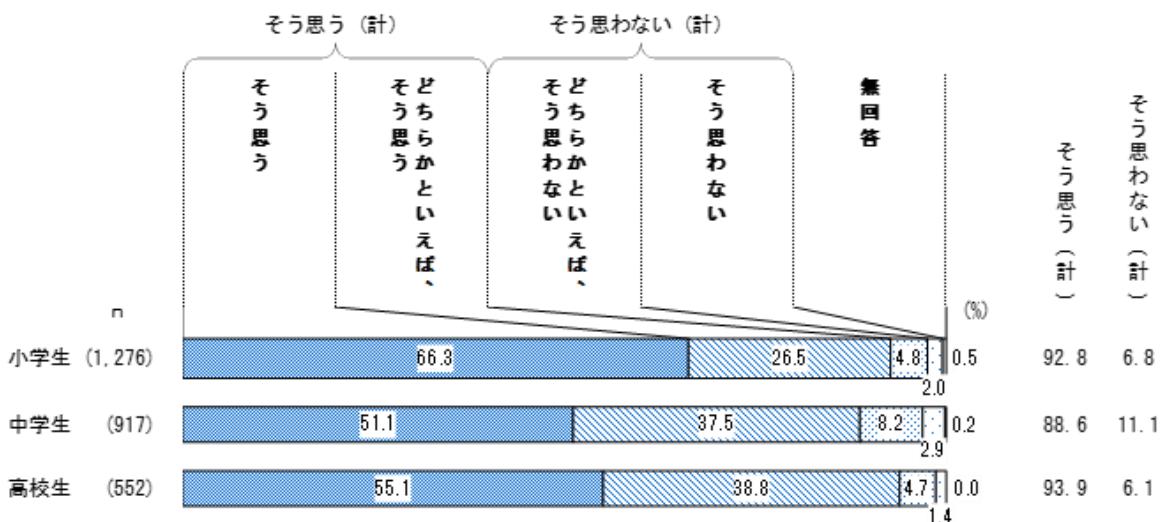
Q：あなた自身について、次のことがどのくらいあてはまりますか。
今の自分が好きだ



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

全国調査のグラフ挿入予定

Q：あなたは、今、自分が幸せだと思いますか。

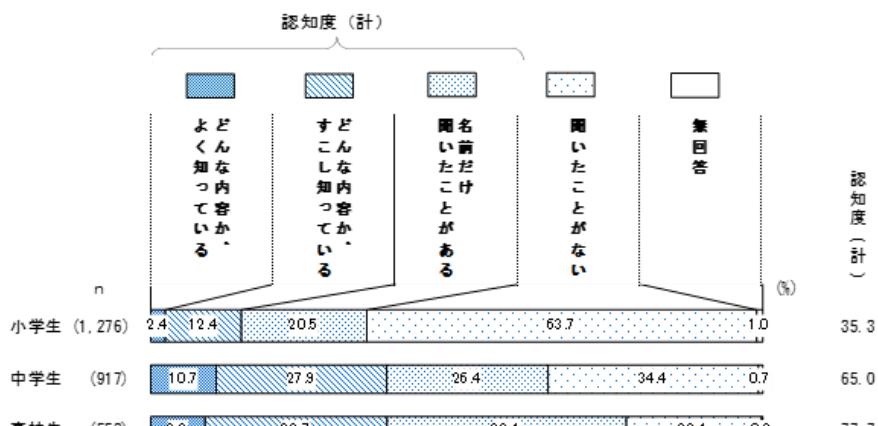


前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

全国調査のグラフ挿入予定

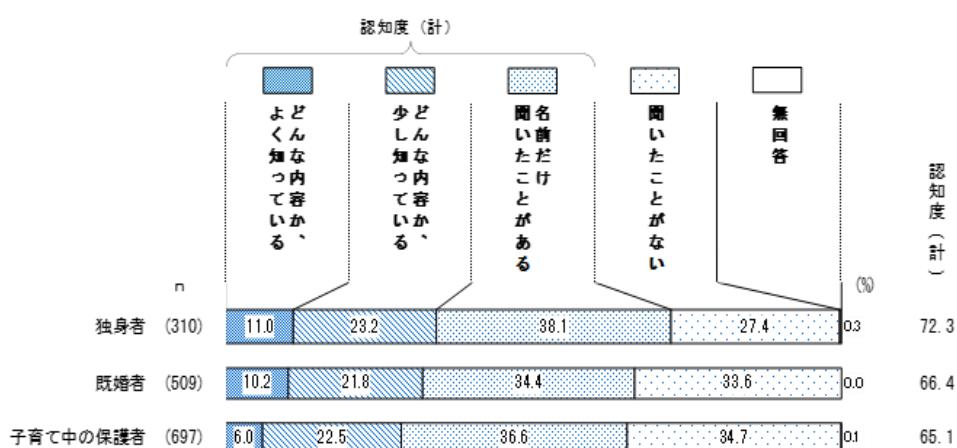
【関連データ】

Q：あなたは「子どもの権利条約」について聞いたことがありますか



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

全国調査のグラフ挿入予定



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

【施策の方向性】

- ・子どもの権利保障を基本とし、子どもの最善の利益を第一に考慮して、子ども施策を推進します。
- ・全ての人が子どもの権利について理解と関心を深められるよう、様々な方法による啓発活動に取り組みます。

【具体的な取組】

前橋市こども基本条例に基づき、子どもの権利を保障し、こどもが安心して健やかに自立した個人として成長できる市を目指します。

前橋市こども基本条例及び前橋市子どもの権利の日（11月20日）を広く周知するために、学校現場や地域などにおいて周知啓発に取り組みます。

■主な事業

- ・「前橋市子どもの権利の日」関連事業
- ・こども基本条例及び子どもの権利の普及

基本目標1

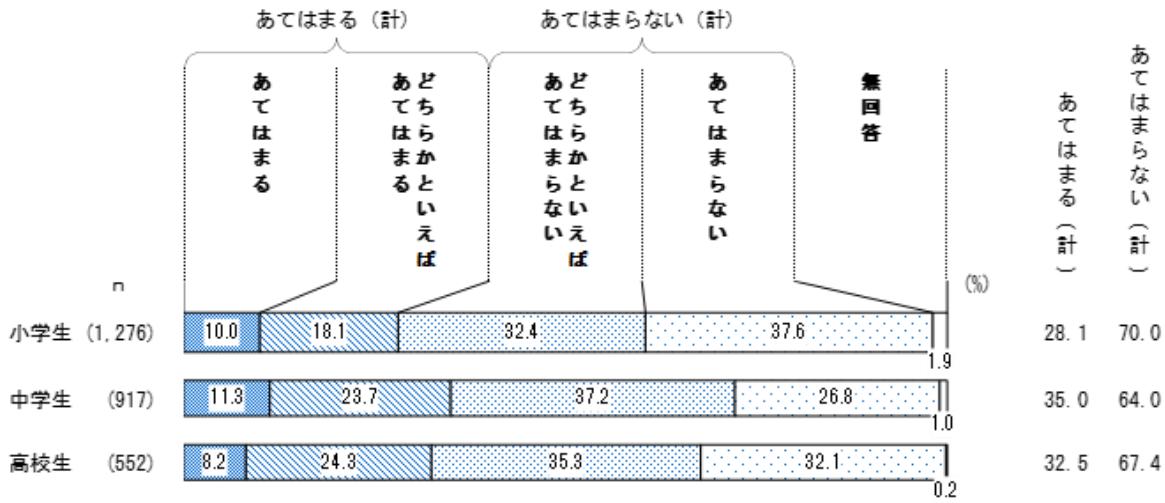
【施策の柱2】 こどもの意見表明と社会参加の促進

【現状と課題】

- ・令和5年4月に施行されたこども基本法において、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が基本理念として掲げられました。
- ・本市で実施した「少子化対策等に関する市民アンケート調査」において、約3割のこどもが、「自分は役に立たない」と感じている一方、約9割のこどもが「社会のために役立つことをしたい」と思っています。
- ・また、同アンケート調査では、こどもから「こどもの意見をもっとよく聞いてほしい」、「こどもの意見が尊重される社会にしてほしい」などの意見が多数寄せられました。
- ・こどもにとって、意見を表明し、その意見が尊重され、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感及び自己有用感の向上や、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。
- ・そこで、本市においても、令和8年4月施行の前橋市こども基本条例において、「こどもが、自分に関係のあることについて意見を表すことや社会に参加する機会が確保され、その意見が年齢と発達に応じて尊重されること」を基本理念に掲げ、こどもの意見表明機会を確保し、社会参加を推進します。

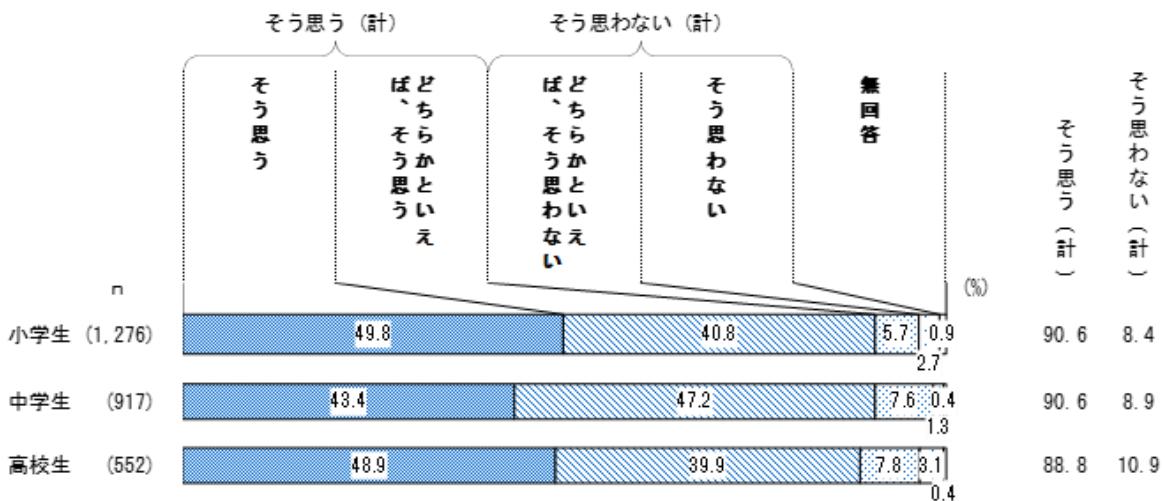
【関連データ】

Q：自分は役に立たないと強く感じる



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

Q：あなたは「社会のために役立つことをしたい」と思いますか



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

◆こどもからの意見

- ・こどもの話をもっとよく聞いてほしい。（小学生）
- ・大人に伝わる、こどもの話し合いの場を設ける。（小学生）
- ・大人たちが勝手に私たちのすることなどを決めつけるのではなく、私たちの意見を聞いて自分たちの好きにさせる方がいいと思う。（小学生）
- ・こどもの意見が尊重される社会の実現。（中学生）
- ・大人たちの判断で色々決めるのではなく、しっかりとこどもたちの意見を聞いて、それを取り入れるようにしてほしい。（中学生）
- ・こどもたちの意見をもっと聞き入れる体制を学校や市で整え、教師や権力のある大人に意見をしても良い環境を整えるべき。（高校生）
- ・自分の気持ちや意見を素直に積極的に言えるような環境を作る。（高校生）

【施策の方向性】

- ・不登校や障害、社会的養護の下で暮らしているなど、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや、意見を表明することへの意欲や関心を高く持てないこどもや若者がいることを認識し、全てのこどもが自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、こどもが意見を表明する機会を確保し、その意見を丁寧に聴き、施策に反映するよう取り組みます。また、行政のみならず、地域全体でこどもの社会参加を推進できるよう取組を進めます。

【具体的な取組】

こどもの意見表明機会の創出と意見の施策への反映に取り組んでいきます。

■主な事業

- ・こどものまち前橋こども・若者会議
- ・こどもの意見聴取
- ・声を聴かれにくいこどもからの意見聴取 など

基本目標2

こどもから若者、子育て当事者へ切れ目のない支援や環境を整え、こどもが健やかに育つ、育てることができる前橋市の実現

【施策の柱1】ライフステージ共通の支援

- (1) 切れ目のない保健、医療の提供
- (2) 健やかな成長、豊かな人生につながる経験
- (3) 誰もが安心して暮らせる社会の実現
- (4) 環境・施設の整備
- (5) デジタル化の推進

【施策の柱2】 こども・若者への支援 【乳幼児期・学童期・思春期・青年期】

- (1) 乳幼児期（乳幼児）
- (2) 学童期・思春期（小学生・中学生）
- (3) 思春期・青年期（高校生世代）
- (4) 青年期（大学生世代・若者）

【施策の柱3】 子育て当事者への支援

- (1) 妊娠
- (2) 出産
- (3) 子育て
- (4) 仕事と子育ての両立

【施策の柱4】 こども・若者や家族の状況に応じた支援 【特性や困難な状況を抱えた方】

- (1) 障害、病気（慢性疾病、難病等）
- (2) ひとり親家庭、貧困
- (3) 虐待、ヤングケアラー、社会的擁護
- (4) いじめ、不登校、ひきこもり、自殺
- (5) 外国人、外国にルーツを持つこども

基本目標2

こどもから若者、子育て当事者へ切れ目のない支援や環境を整え、こどもが健やかに育つ、育てることができる前橋市の実現

こどもは、誕生から乳幼児期、学童期、思春期、青年期へと成長する過程において、様々な学びや体験、置かれた環境などの影響を受けながら、心身ともに成長していきます。

本市では、こどもの「育ち」と子育て当事者の「子育て」を一体的に支えていくことで、全てのこどものウェルビーイングの実現や自己肯定感の向上につなげます。

また、本市の将来を担うこどもや若者たちが、自分らしく社会生活を送ることができ、それぞれの権利が守られ、状況に応じた支援を受けながら、安全安心な生活を送ることができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進します。

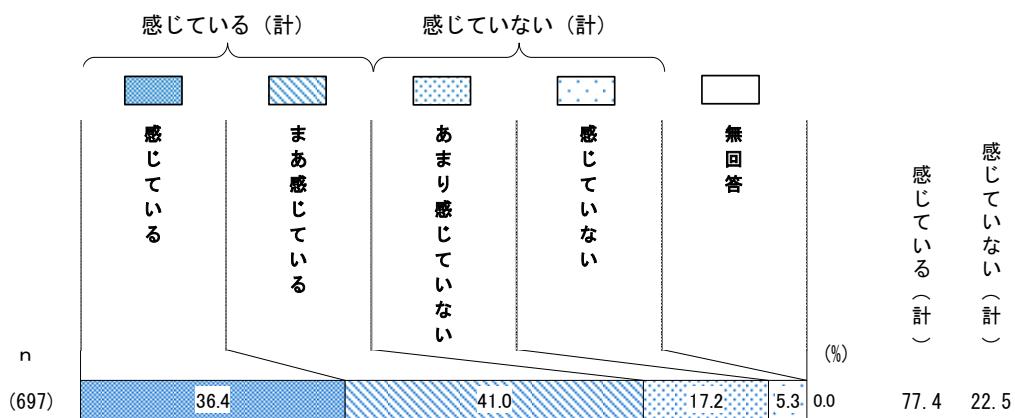
基本目標2**【施策の柱1】ライフステージ共通の支援****【現状と課題】**

- ・こどもが心身ともに健康に健やかに成長していくためには、出生からの成長過程においてそれぞれのこどもの状況に応じた切れ目のない保健、医療の提供が必要です。
- ・こどもが様々な体験を通じて得る経験は、自己肯定感、積極性、協調性などの非認知能力を育む上で重要な役割を果たします。性差や文化的違いなどにとらわれず、スポーツや芸術文化など、多様な体験の機会を創出し、充実させていくことが重要です。
- ・アンケート調査では、子育て中の保護者の約8割が子育てに対し不安感や負担感を抱えていることが分かりました。また、独身者についても将来の子育てに不安を感じていることが分かり、若い世代から、子育てに対する不安を取り除き、子育てを前向きに捉えることができる取組が必要です。

【関連データ】

■子育てに関して不安感や負担感を感じること（子育て中の保護者）

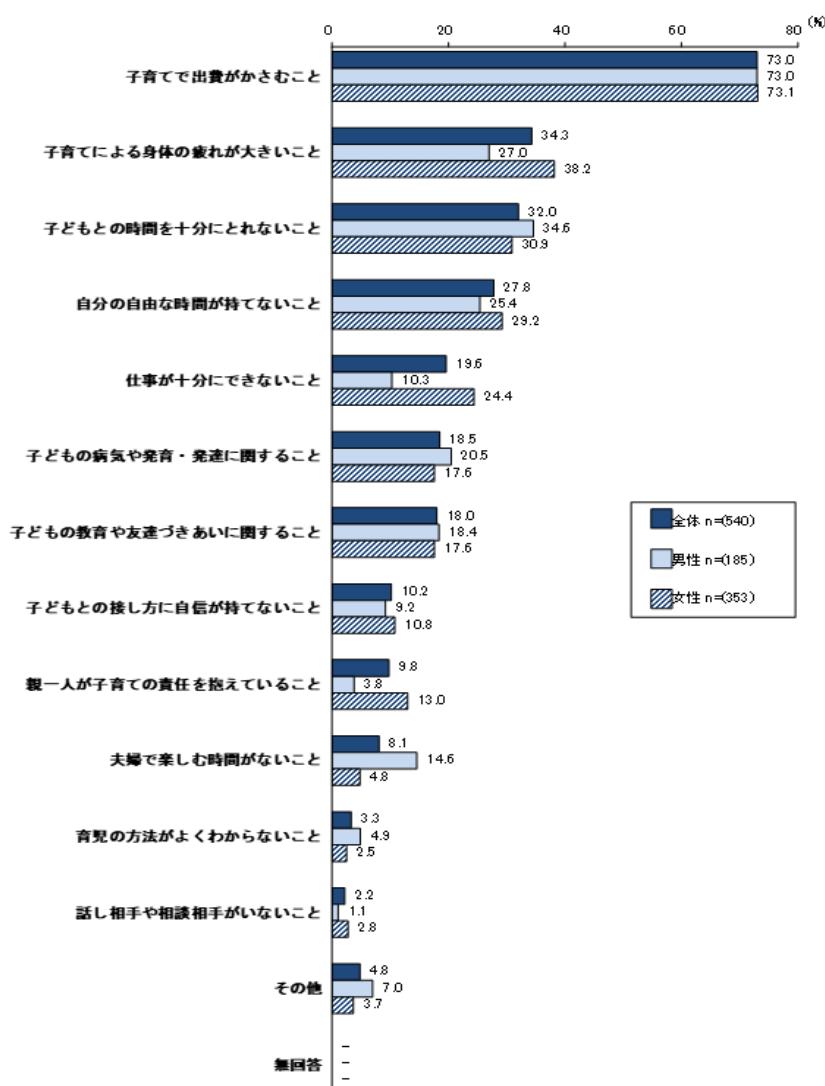
Q：あなたは子育てに関して不安感や負担感を感じることはありますか。



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

■子育てをする上で負担に感じることや悩んでいること（子育て中の保護者調査）

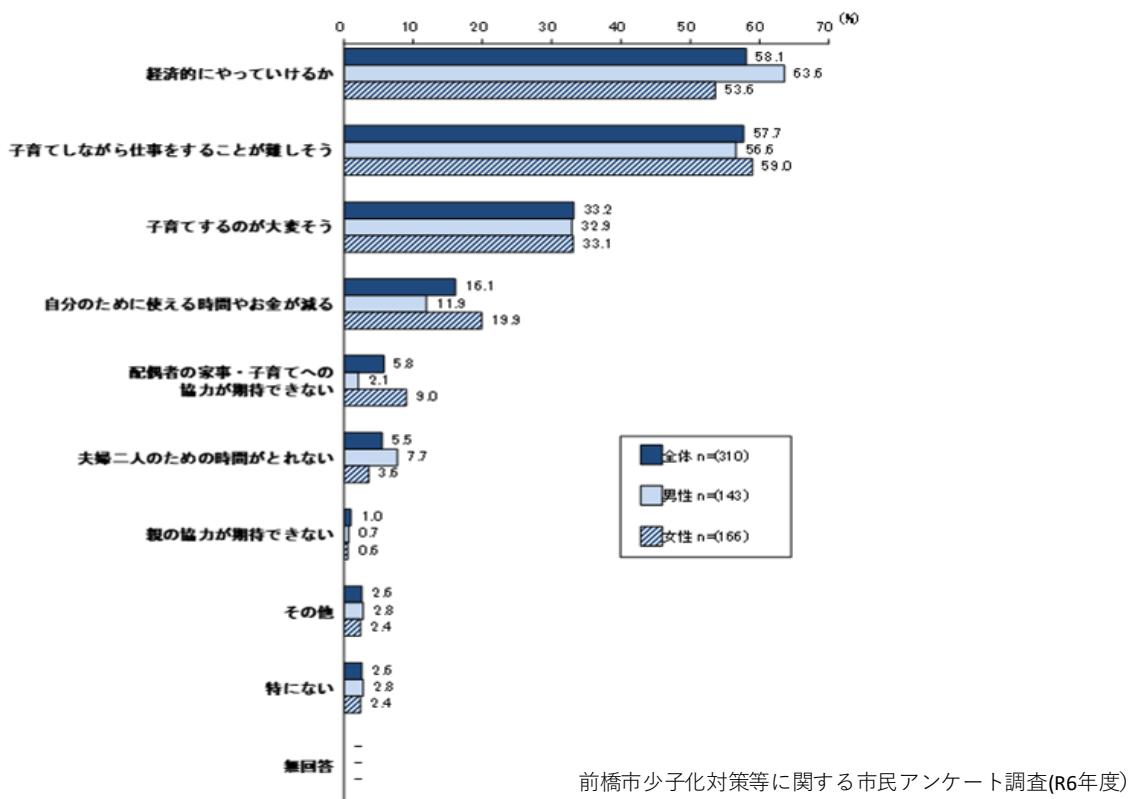
Q：あなたが子育てをする上で、負担に感じることや悩んでいることはどのようなことですか。



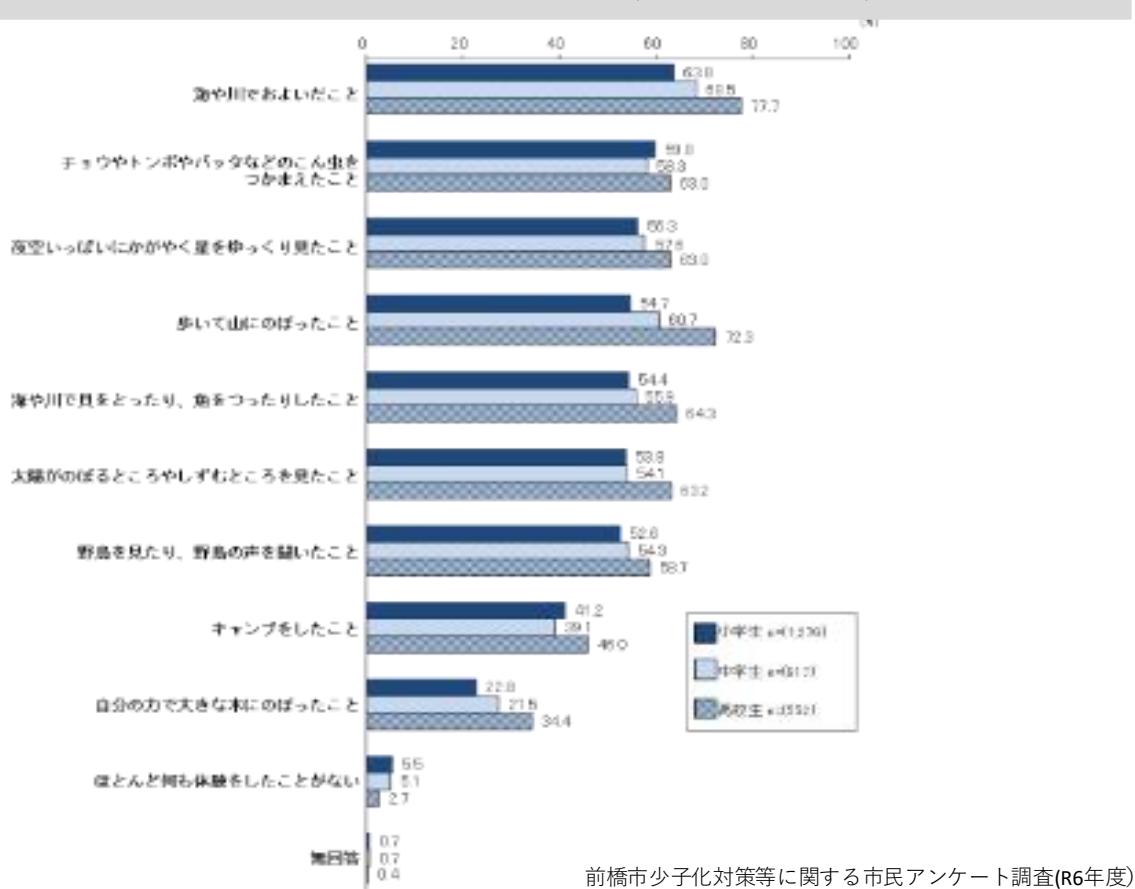
前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

■将来子育てをする上で不安なこと（独身者調査）

Q：将来、子育てをする機会があるとした場合、不安に思うことは何ですか。



■今まで体験したこと（小中高校生調査）

Q：あなたは、今までに、次のような体験をしたことがありますか。
当てはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）

【施策の方向性】

- ・こどもから若者、子育て世代に対し、それぞれの状況やニーズを踏まえた切れ目のない支援を行うことで、こどもが心身ともに豊かに成長できる市を目指します。
- ・こどもや若者のウェルビーイングの実現に向けて、ライフステージを通じて、状況に応じた支援や、学び・遊びの機会の創出、環境の整備、デジタル化の推進などに取り組みます。

【具体的な取組】

(1) 切れ目のない保健、医療の提供

出生から成長していく過程において、子どもの状況に応じた保健や医療が切れ目なく提供され、心身ともに健やかに成長できるよう取り組みます。

■主な事業

- ・まえばし医療センター（夜間休日診療所）の運営
- ・子ども医療費の支給
- ・定期予防接種の実施
- ・任意予防接種に係る費用助成
- ・健康ステップセミナー
- ・プレコンセプションケア ほか

(2) 健やかな成長、豊かな人生につながる経験

年齢や発達の程度に応じた、様々な遊びや体験活動を経験する中で、多くの知識を得るとともに、社会性や道徳性を身につけ、自分の良さや可能性を認識し、豊かな人生を切り開くことができるよう取り組みます。

■主な事業

- ・自然文化体験学習事業（赤城山ろく里山学校）
- ・考古学教室（まえばし古墳の教室）
- ・アーツ前橋での芸術体験事業（あ一つひろば）
- ・のびゆく子どものつどいの開催支援
- ・児童館、児童文化センター、前橋こども図書館、中央児童遊園（るなぱあく）等の運営 ほか

(3) 誰もが安心して暮らせる社会の実現

男女共同参画や性的少数者への理解などは、幼児期からの成長過程において分かりやすく伝えしていくことで、ジェンダーギャップの解消促進につながります。

性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に対し理解を深め、子どもや若者が性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう周知啓発などに取り組みます。

■主な事業

- ・男女共同参画セミナー
- ・男女共同参画週間行事の開催
- ・LGBTQ人権教室
- ほか

(4) 環境・施設の整備

子どもや子育てを支援する環境の充実に向け、子どもや子育て当事者の目線に立ち、子育て関連施設や学校施設の運営を行うとともに、公共施設のこども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設、学校施設の環境改善に取り組みます。なお、関連する事業については、施設整備計画として本計画の別冊にまとめています。

(5) デジタル化の推進

国の取組に合わせ、母子保健事業（妊婦健診、乳幼児健診等）のデジタル化及び利活用を推進します。また、子育て関連施設の利用予約等のオンライン化についても取組を推進します。

■主な事業

- ・子育て支援制度レジストリとの連携（必要な情報を最適に届ける仕組みの構築）
- ・出生届のオンライン化
- ・母子保健DXの推進（電子版母子健康手帳の導入、全国共通の情報連携基盤PMHとの連携など）

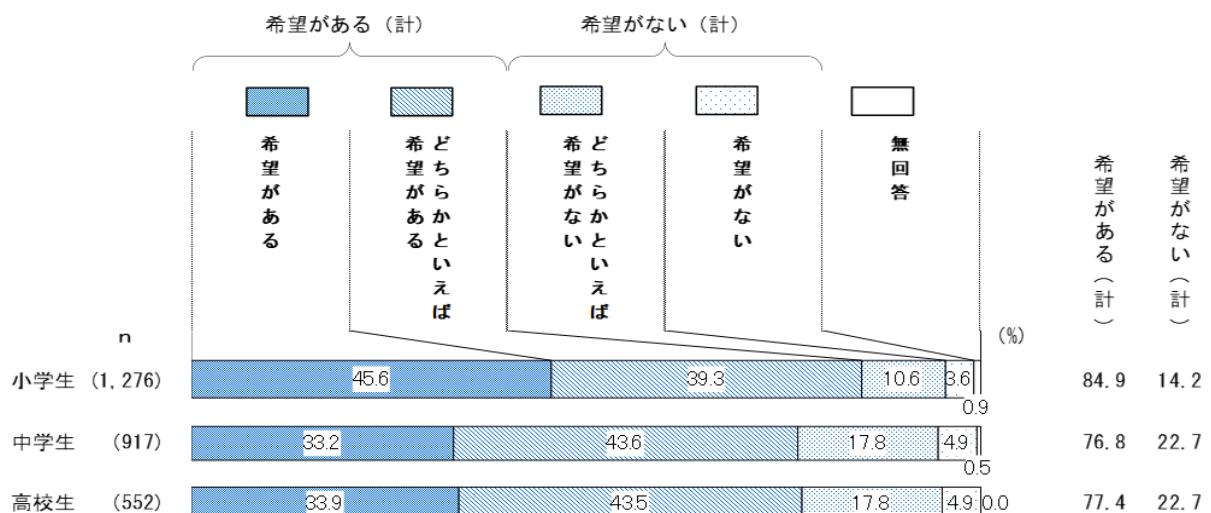
基本目標2**【施策の柱2】こども・若者への支援（乳幼児期・学童期・思春期・青年期）****【現状と課題】**

- ・乳幼児期のこどもは、多くの時間を家庭や地域の中で過ごします。育ちの環境はそれぞれ異なり、多様化していますが、安心して健やかに成長できるよう環境を整える必要があります。
- ・乳幼児期には、心身の発育状況を適切に把握するとともに、発達特性を早期に発見し、適切な支援を行う必要があります。また、保護者が子どもの成長や発達に関して正しい知識を持つことも重要です。
- ・学童期や思春期など心身ともに大きく成長する時期には、多くの知識や学びの機会を提供するとともに、主体性や社会性を育み、その後の人生を豊かに広げられるよう支援を行うことが重要となります。
- ・青年期は、生活の基盤を安定させ、新たな環境に適応しながら、自己の可能性を伸展させる時期です。自分らしい未来を描き、その実現に向かって進めるよう自立した生活への一歩を踏み出していくための支援などに取り組むことが必要です。
- ・少子化が加速する中、結婚や妊娠、出産、子育てに対し不安を抱く若い世代が増えています。結婚やこどもを産み育てたいと希望する若者がその希望を叶えられるよう社会全体で支えていく環境づくりが必要です。

【関連データ】

■将来への希望（小中高校生調査）

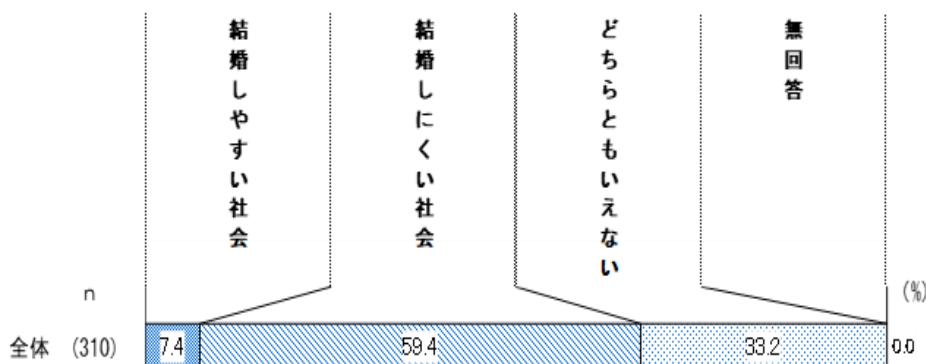
Q：あなたは自分の将来について明るい希望を持っていますか。（○は1つ）



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

■今の社会は結婚しやすい社会だと思うか（独身者調査）

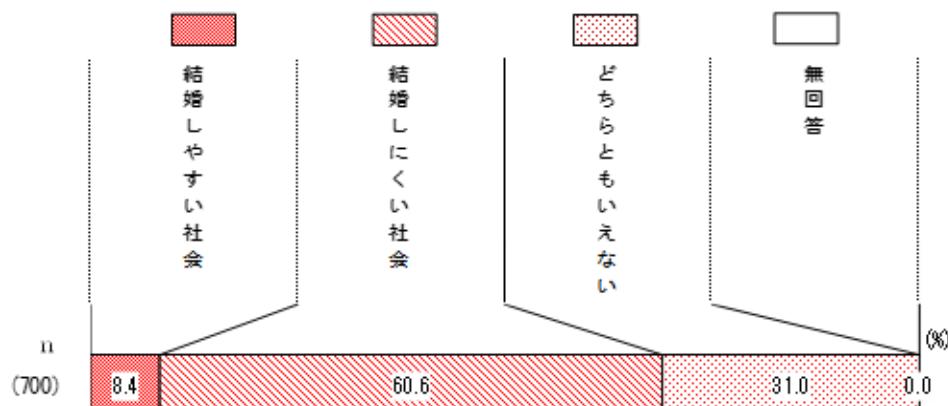
Q：今の社会は結婚しやすい社会だと思いますか。



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

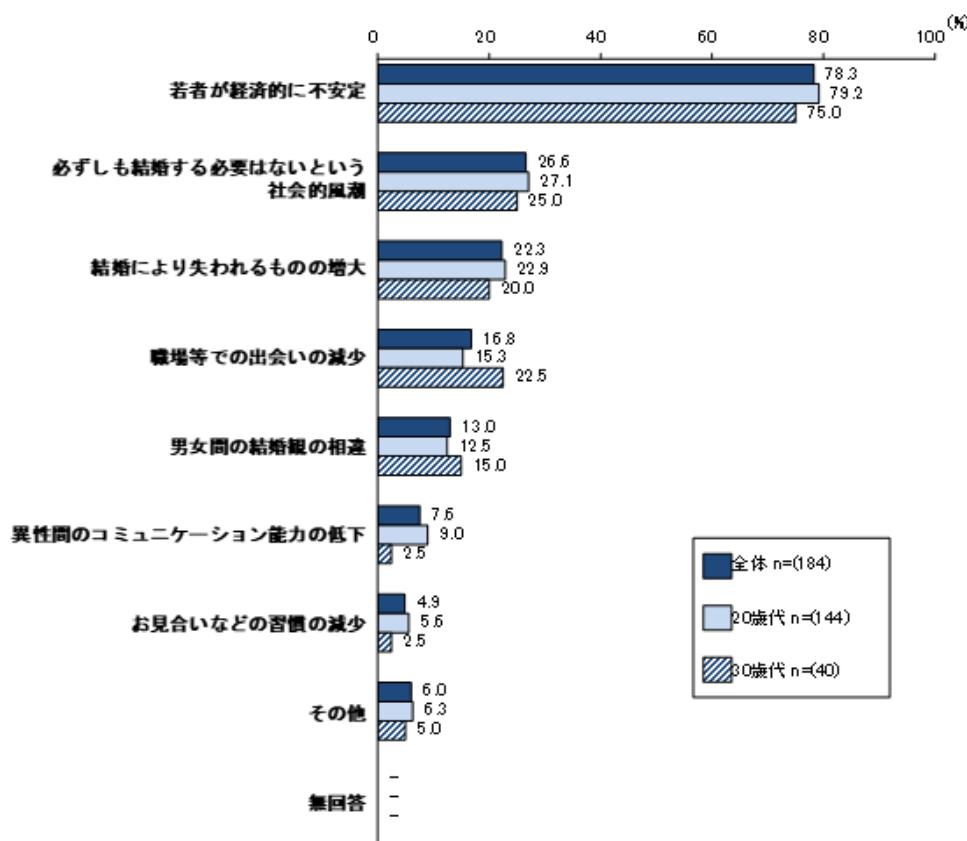
■今の社会は結婚しやすい社会だと思うか（独身者調査）

県調査*との比較



※令和5年度少子化対策に関する県民意識調査／結婚・家族形成に関する調査（独身者調査）

■結婚しにくい社会だと思う理由（独身者調査）



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

【施策の方向性】

- ・こどもや若者の育ちを応援し、心身の健全な発育や成長を促し、誰もが活躍できる社会の実現を目指して様々な施策に取り組みます。
- ・こどもの多様な体験活動を充実させることや健康づくりを推進することで、心身ともに健やかに過ごし成長できるよう取り組みます。
- ・若者がどのような状況にあっても、自己の将来に希望を持ち、自分らしく社会生活を送ることができるよう状況に応じた支援に取り組みます。
- ・こどもや若者が社会の一員であることを自覚し、主体的に社会にかかわることができるように体験の機会の創出に取り組みます。また、多様な文化や価値観に出会うことで新たな夢や希望の発見につなげられるよう取り組みます。
- ・思春期から青年期に至るまで、性別を問わず、全てのこどもや若者が発達段階や状況に応じてプレコンセプションケアの概念を理解し、性や健康に関する正しい知識を身につけ、実践につなげられるよう、支援に取り組みます。

【具体的な取組】

(1) 乳幼児期（乳幼児）

こどもや子育てに関する不安や課題をへの相談対応をはじめ、こどもの発育状況の把握とそれに応じた支援、幼児教育や保育の提供などに取り組みます。

■主な事業

- ・乳幼児相談（にこにこ健康相談等）
- ・こども発達支援センター事業（発達相談事業）
- ・幼児教育センター事業（幼児教室・ことばの教室）
- ほか

(2) 学童期～思春期（小学生・中学生）

安心して過ごし学べる環境の充実や様々な体験活動に参加する機会の創出など、こどもの健やかな成長と自己肯定感の向上を促す学びの提供に取り組みます。

■主な事業

- | | |
|----------------|----------------------|
| ・外国語教育推進事業 | ・部活動の地域展開 |
| ・G I G Aスクール構想 | ・児童文化センターでの自然体験、各種教室 |
| ・少年の主張前橋大会の開催 | ・小学校選挙体験教室 |
| | ほか |

(3) 思春期～青年期（高校生世代）

学び続けるための支援を行うとともに、自己の可能性を伸ばし、主体的に活動できる機会の創出などに取り組みます。

■主な事業

- ・前橋市高校生学習室
- ・フィールドスタディプログラム（地域企業を舞台にした探究学習）
- ・高校生世代バス交通利用促進奨励金制度
- ほか

(4) 青年期（大学生世代・若者）

自らの適性等を理解し、進学や職業など、希望する将来の実現を応援していきます。また、結婚やこどもを産み育てたいという希望が叶えられるよう取り組んでいきます。

■主な事業

- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| ・はたちのつどいの開催 | ・前橋の地域若者会議 |
| ・プレコンセプションケア（性や健康に関する正しい知識の普及） | ・縁活カフェ |
| ・お見合い交流会 | ・若年女性キャリアデザインセミナー |
| | ほか |

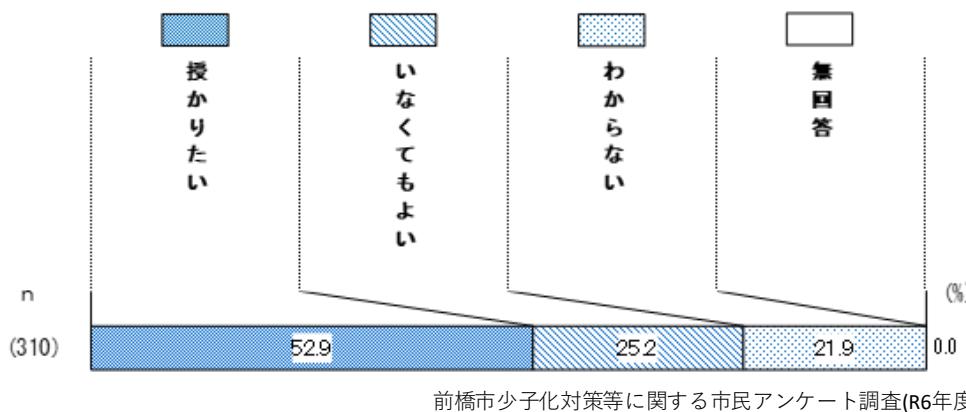
基本目標2**【施策の柱3】子育て当事者への支援****【現状と課題】**

- ・全国的に少子化が進む中、本市でも出生数は年々減少しています。本市の出生数は2023年に2,000人を割り、2024年では1,781人となっています。
- ・アンケート調査では、独身者の約5割が将来子どもを授かりたいと回答しています。また、子どもはいなくても良いと回答した方の主な理由は、「経済的に負担が大きいから」、「子育てに不安があるから」という回答の割合が高くなっています。
- ・アンケート調査では、既婚者の約6割が不妊に関する不安や悩みを現在抱えている、または過去に抱えた経験があり、特に30歳代では約7割と割合が高くなっています。妊娠や出産の支援では、妊娠中の健康管理や妊婦のケアに関する支援を求める声が多くありました。
- また、子育て中の保護者の約8割が子育てに対して不安感や負担感を感じていると回答し、負担に感じることや悩んでいることについては「子育てで出費がかさむこと」が最も高くなっています。
- ・こどもを望む人が希望どおりにこどもを産み育てられる環境づくりが求められています。若い世代の方たちが、こどもを授かることを前向きに考えられる社会になること、仕事と子育ての両立に向けた環境づくりや子育てを応援する地域づくりを推進していくことが求められています。
- ・共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化により、子育てに関する支援のニーズも多様化しています。また、核家族化が進む現代では、妊娠、出産、子育てについて、不安や悩みを相談できる相手がない方もいるため、子育て当事者のニーズに沿った支援や相談対応などが求められています。
- ・企業における育児休業制度は浸透してきていますが、アンケート調査で男性の育児休業制度取得期間は「2週間未満」が最も多く、県の調査結果と比較すると取得期間が短くなっています。男性の育児休業取得に対する意識の向上や環境整備に取り組む必要があります。
- ・共働き世帯が増加している現代では、子育て当事者が子育てと仕事を両立できる環境づくりが重要です。職場における子育て家庭への支援が広がるよう取り組んでいく必要があります。

【関連データ】

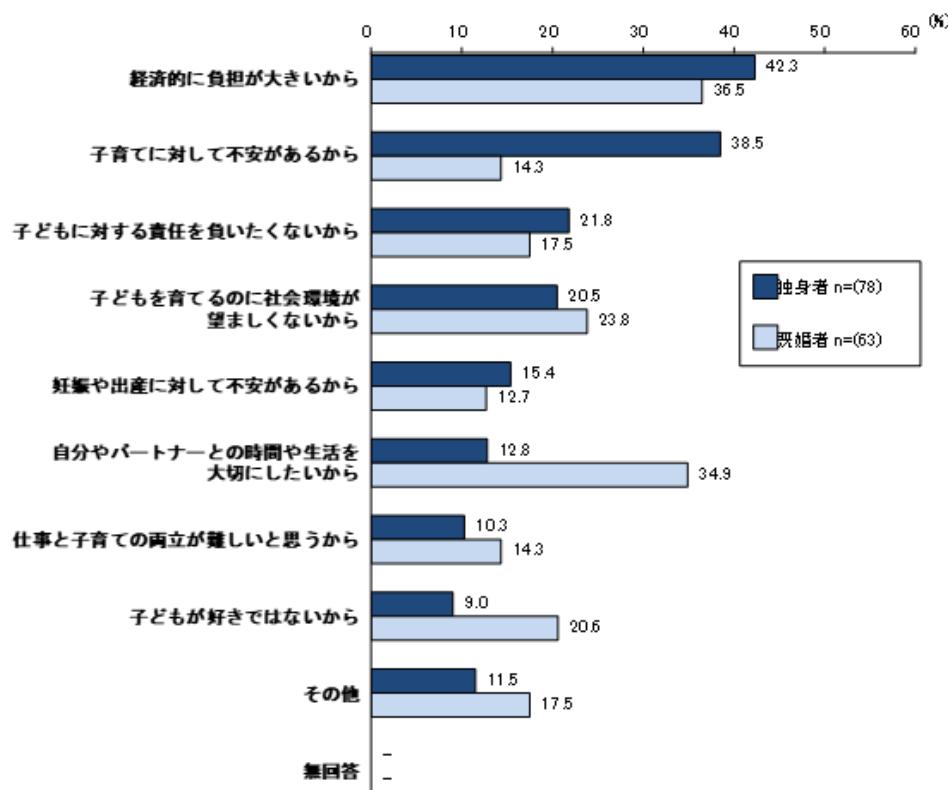
■将来こどもを授かりたいか（独身者調査）

Q：あなたは将来こどもを授かりたいですか。



■将来こどもを望まない理由（独身者調査・既婚者調査）

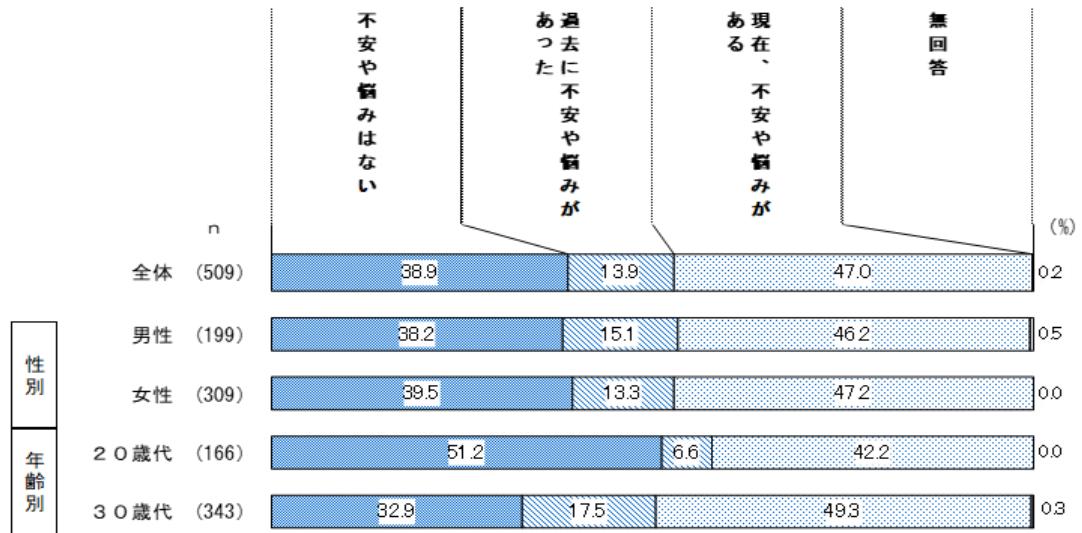
Q：「いなくてもよい」「こどもを望んでいない」と思う理由は何ですか。



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

■不妊についての不安や悩み（既婚者調査）

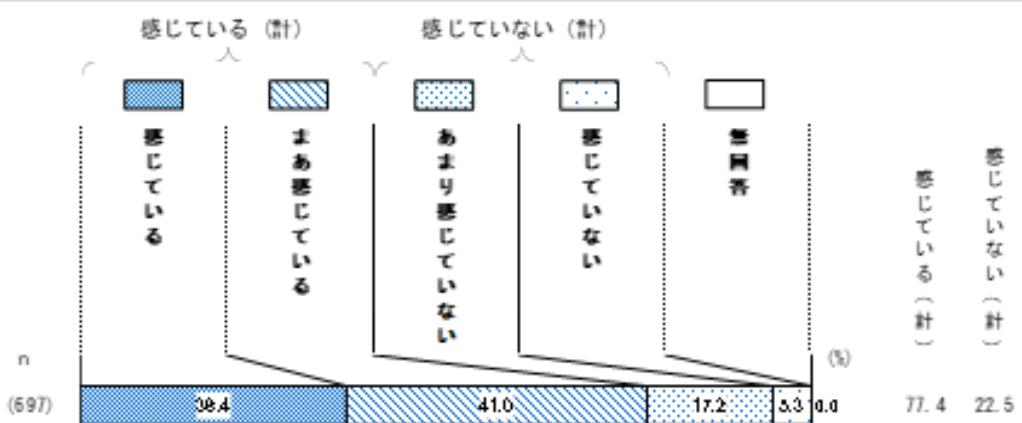
Q：あなた方ご夫婦は、不妊について不安や悩みがありますか。



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

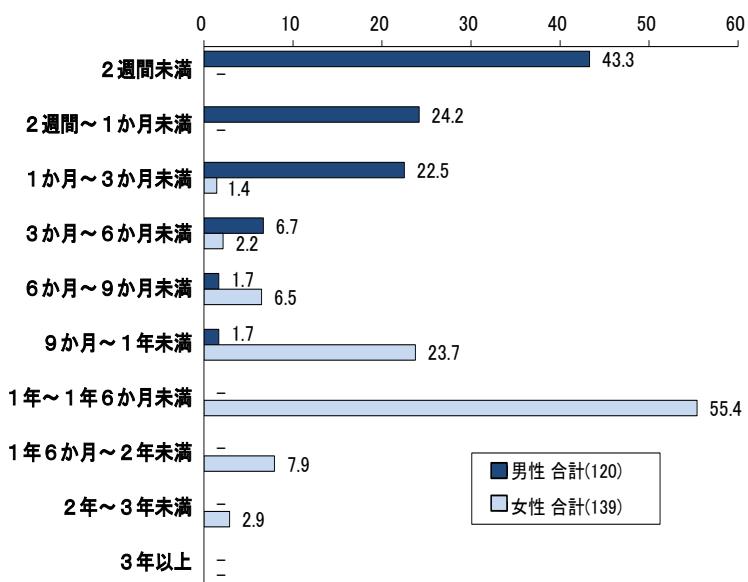
■子育てに関して不安感や負担感を感じること（子育て中の保護者調査）

Q：子育てに関して不安感や負担感を感じることはありますか。



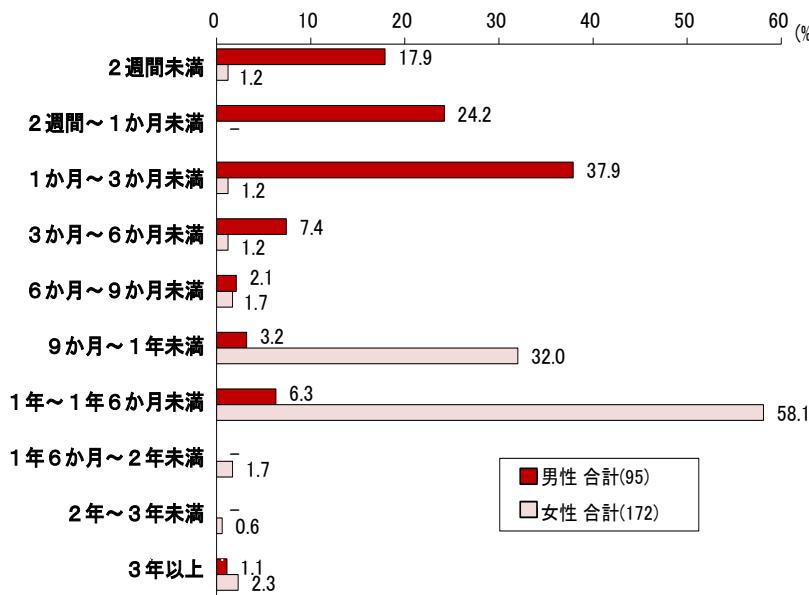
前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

■復職者の育児休業期間（事業者調査）



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

県調査※との比較



※令和5年度少子化対策に関する県民意識調査／仕事と生活の調和に関する調査（企業調査）

【施策の方向性】

- ・子育て当事者が経済的な不安感や社会的な孤立感などを抱くことなく、心身ともにゆとりを持ってこどもと向き合えるよう、経済的負担や心理的負担を軽減するための取組を推進します。
- ・多様な価値観や考え方を尊重した上で、出産や子育てに対して希望を持つことができるよう、また、妊娠前から出産、育児まで妊産婦や乳幼児、子育て当事者を含む家庭全体に対する切れ目のない支援に取り組んでいきます。
- ・乳幼児期の愛着形成は、こどもの健全な発達に欠かせないものであり、情緒の安定や他者への信頼感の醸成につながります。そのために、子育て当事者が孤立しないよう寄り添いながら、相談や適切な支援につながるよう情報提供に努めています。
- ・働く保護者の増加に伴い、仕事と子育ての両立支援や環境整備、こどもの年齢や保護者の就労状況に応じた子育て支援関連事業や保育・教育の充実に取り組んでいきます。
- ・社会全体で共働きや共育て、ワークライフバランスの推進に取り組み、働く保護者の子育てや仕事に対する負担感が解消され、全ての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる社会を目指します。

【具体的な取組】

(1) 妊娠

こどもを授かりたいと望む方の希望が叶えられるよう、不妊や不育に関する支援に取り組みます。また、妊娠期の心身のケアや育児に関する相談体制など、産前・産後の支援を行い、不安や悩みの解消につなげていきます。

■主な事業

- ・妊婦のための支援給付
- ・妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）
- ・妊婦健康診査
- ・ハローベビークラス
- ・おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業
- ・不妊治療費助成事業
- ・不育症治療費助成事業 ほか

(2) 出産

出産に伴う家事育児のサポートや産後の母子の健康状態の確認など、育児に対して不安を抱えやすい時期の支援に取り組みます。

■主な事業

- ・産婦健康診査
- ・産後ケア事業
- ・産後ヘルパー派遣事業
- ・マイタク（でまんど相乗りタクシー）事業 ほか

(3) 子育て

子育てに関する経済的な負担軽減の取組や子どもの発達に関する相談支援、子どもの成育過程における健康診査の実施などに取り組みます。また、親の就業状況にかかわらず、子育て当事者が孤立しないよう、地域における子育て支援事業の展開などにより、仲間づくりや相談の場の提供などの支援を行います。

■主な事業

- ・親子の絆づくりプログラム “赤ちゃんがきた”（ベビープログラム）
- ・各種健診（新生児～就学前）の実施
- ・児童手当
- ・第3子以後の保育料等無償化事業
- ・子育てひろば事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・学校給食費無償化
- ・空き家対策事業（空き家のリフォーム補助）ほか

※上記のほか、子育て支援については、「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて実施していきます。

(4) 仕事と子育ての両立

共働き世帯が増加する中で、共育を推進するとともに、全ての子育て当事者が理想とする働き方を実現できるような施策、支援に取り組んでいきます。

■主な事業

- ・ファミリーサポートセンター運営事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・仕事・子育て両立支援奨励金
- ・休日保育促進事業
- ・前橋市育休明け入所支援事業補助金ほか

基本目標2**【施策の柱4】こども・若者や家族の状況に応じた支援
(特性や困難な状況を抱えた方)****【現状と課題】**

- ・障害や病気の有無にかかわらず、地域で安心して生活できるよう支援が必要なこどもや家庭に対応していく体制を整えること、発達に特性のあるこどもやその家庭に対し適切な相談支援につながるよう取り組む必要があります。
- ・こどもや若者の貧困は、心身の健康にも影響を及ぼします。育つ環境によってこどもや若者の現在や将来が左右されることがないよう、子育て家庭の貧困を解消するための取組が必要です。
- ・児童虐待の予防や早期発見、家庭及び養育環境への支援が求められています。全てのこどもや若者の命を守り、健やかに育むため、学校や関係機関、地域とも連携して対応していく必要があります。また、家事や家族の世話などを日常的に行っている、いわゆるヤングケアラーは顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が連携して、早期発見や把握に努め、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。
- ・困難な状況にあるこどもや若者が必要な支援を受けることができるよう、状況に応じた相談体制の整備や支援の取組が必要です。
また、いじめや不登校など、こどもが困難な状況を抱えたときに助けを求めることができるよう相談体制や相談窓口の周知などに取り組む必要があります。
- ・外国のこどもや若者、外国にルーツを持つこどもや若者が必要な情報を入手し、安全安心に暮らせる環境を整える必要があります。

【関連データ】

■学習状況（中学2年生調査）

Q：あなたは、ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか。

		調査数（n）	自分で勉強する	塾で勉強する	家の人에게教えてもらう	友達と勉強する	会に参加するが行う無料の勉強	家庭教師に教えてもらう	学校の補習を受ける	その他	学校の授業以外で勉強はしない	無回答
単位：%												
全体		952	84.9	45.2	31.6	25.8	2.7	1.8	0.5	4.0	4.0	0.1
等 水 準 世 帯 別 収 入	中央値以上	470	85.1	54.3	35.7	26.2	2.1	1.3	0.9	3.8	2.3	0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	347	85.3	36.3	29.4	27.1	3.2	2.3	0.0	4.0	5.5	0.3
	中央値の2分の1未満	94	80.9	33.0	22.3	19.1	4.3	2.1	1.1	4.3	6.4	0.0
世 帯 別	ふたり親世帯	844	86.0	46.2	32.7	26.2	2.8	1.7	0.6	4.0	3.8	0.1
	ひとり親世帯	100	78.0	38.0	21.0	23.0	2.0	3.0	0.0	4.0	4.0	0.0

前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

■進学展望（中学2年生、中学2年生保護者調査）

Q：あなたは、将来どの段階まで進学したいですか。／

お子さんは将来、現実的に見てどの学校に進学すると思いますか。（一部抜粋）

■中学2年生

		調査数（n）	大学まで	大学院まで
単位：%				
全体		952	48.2	2.5
等 水 準 世 帯 別 収 入	中央値以上	470	56.4	2.6
	中央値の2分の1以上中央値未満	347	42.9	2.0
	中央値の2分の1未満	94	30.9	3.2
世 帯 別	ふたり親世帯	844	49.4	2.7
	ひとり親世帯	100	39.0	1.0

■中学2年生保護者

		調査数（n）	大学まで	大学院まで
単位：%				
全体		952	52.1	2.0
等 水 準 世 帯 別 収 入	中央値以上	470	62.6	3.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	347	42.7	1.4
	中央値の2分の1未満	94	34.0	0.0
世 帯 別	ふたり親世帯	844	54.4	2.0
	ひとり親世帯	100	33.0	2.0

前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

【施策の方向性】

- ・困難な状況を抱えるこどもや若者が安心して暮らせるように、当事者やその家族に寄り添った支援制度や体制の整備、相談窓口や情報の提供など、きめ細かな支援・施策の提供に取り組みます。
- ・こどもや若者が抱える悩みや不安などは複合的なケースが増加していることから、課題の解決に向けて、行政や学校など関係機関との連携を強化していきます。

【具体的な取組】

(1) 障害、病気（慢性疾病、難病等）

障害や発達に特性のあるこどもが自分らしく健やかに成長できるよう、障害や病気の早期発見と療育、支援体制の充実に取り組みます。また、関係機関が連携して一人一人の状況に応じた支援につながるよう体制を整えていきます。

■主な事業

- ・医療的ケア児等支援事業
- ・障害者（障害児）相談支援事業
- ・小児慢性特定疾病児童等への支援（医療費助成、自立支援等）
- ・こころの健康に関する相談（精神保健福祉相談）
- ・特別児童扶養手当
- ・特別支援連携協議会
- ・特別支援教育就学奨励事業
- ほか

(2) ひとり親家庭、貧困

保護者の所得など家庭の状況がこどもや若者の心身の健康、学びや体験の機会などに影響を与えることがないよう、学習機会の提供や経済的負担の軽減、相談支援事業などに取り組みます。

■主な事業

- ・こどもフードパントリー事業
- ・まえばし学習支援事業（M-Chang e）
- ・ひとり親家庭養育費確保支援事業
- ・高等学校等進学支援プログラム
- ・児童扶養手当
- ・就学援助事業
- ・自立支援教育訓練給付金
- ・高等職業訓練促進給付金等事業
- ・障害者・ひとり親雇用奨励金
- ほか

(3) 虐待、ヤングケアラー、社会的擁護

全てのこどもにおいて良好な成育環境が確保されるよう、こども自身の状況や子育てに困難を抱える家庭を早期に把握し、必要な支援が受けられるよう取り組みます。

■主な事業

- ・児童虐待への対応（関係機関との連携強化）
- ・児童養護施設等入所児童自立支援事業
- ・ヤングケアラー支援事業
- ・まえばしこども見守り宅食事業
- ・家庭児童相談
- ほか

(4) いじめ、不登校、ひきこもり、自殺

こどもや若者が抱える悩みや課題を解消するための支援や体制を強化し、いじめの防止や不登校児童生徒への対応、ひきこもり、自殺予防への支援などに取り組みます。

■主な事業

- ・教育支援教室
- ・まえばしこネット
- ・いじめ対策室（いじめ相談ダイヤル）
- ・ひきこもりの家族の教室
- ・自殺予防普及啓発事業
- ・不登校支援施設利用者交通費補助金
- ほか

(5) 外国人、外国にルーツを持つこども

外国人や外国にルーツを持つこどもが不自由なく他のこどもと一緒に学校生活を送り、暮らしていけるよう支援していきます。

■主な事業

- ・外国帰国及び外国人児童生徒指導事業
- ・外国人学校通学費補助

基本目標3

こどもが安全に、安心して、自ら学び、成長できるまちをみんなでつくり、
全ての市民、企業など市全体でこどもの成長を支え、未来につなぐ前橋市の実現

【施策の柱1】 保育・教育現場の取組

【施策の柱2】 官民連携・協働

【施策の柱3】 地域での活動

【施策の柱4】 安全・安心に成長できる環境の整備

【施策の柱5】 こどもの居場所づくり

【施策の柱6】 相談体制の充実

基本目標3

こどもが安全に、安心して、自ら学び、成長できるまちをみんなでつくり、市全体でこどもの成長を支え、未来につなぐ前橋市の実現

こどもが自身の理想を追求して成長していくことができる社会の実現を目指し、こどもにかかわる全ての人がそれぞれの役割について認識し、互いに連携して市全体でこどもを育む環境づくりを推進していきます。

市民や事業者、地域、学校など、行政だけでなくあらゆる主体が連携して、それぞれの役割を果たしながら、社会全体でこどもや若者、子育て当事者への支援に取り組み、元気に安心して暮らせる環境を整えていきます。こどもの元気で健やかな成長とともに、活気あふれる市の実現に向けて施策を推進します。

基本目標3

【施策の柱1】 保育・教育現場の取組

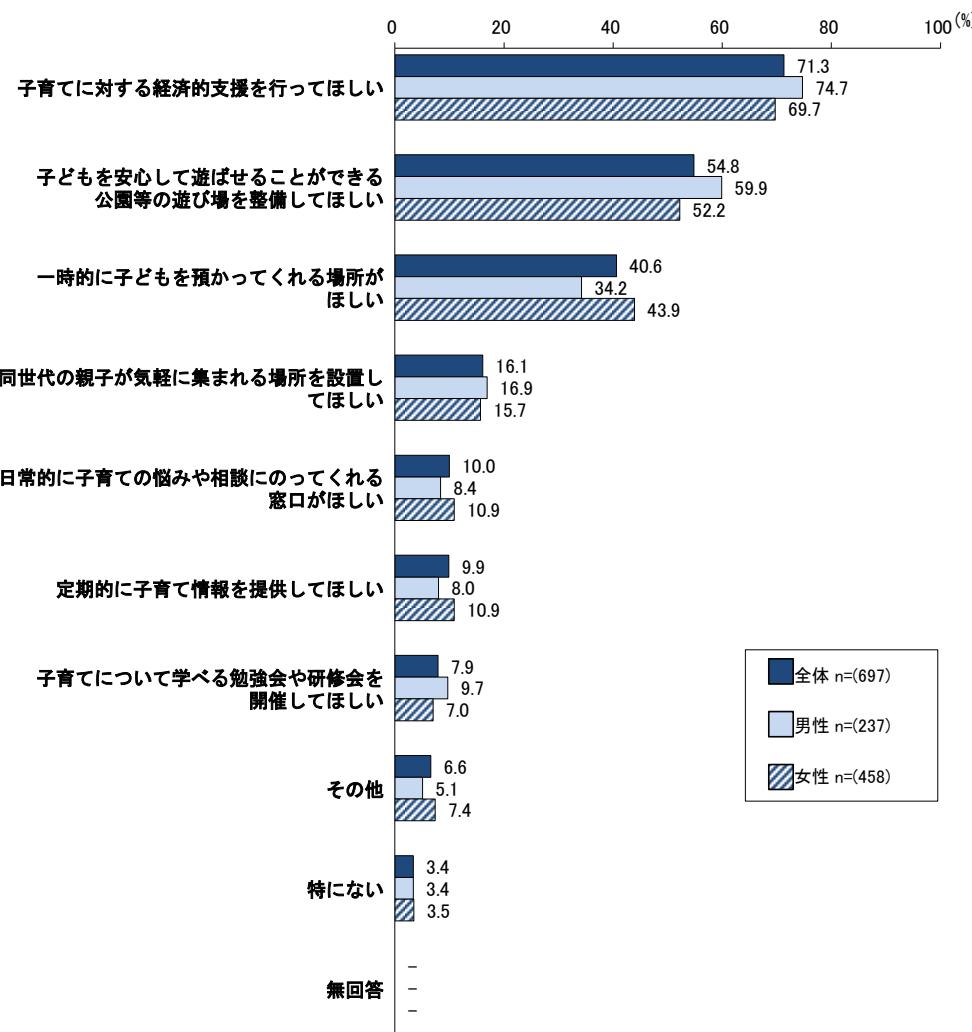
【現状と課題】

- ・保育・幼児教育から学童期への円滑な移行は幼少期の心身の成長にも大きく影響するため、特に慎重に取り組む必要があります。
- ・保育や教育の現場において、こどもの個性や特性に応じた保育や教育に取り組めるよう、専門知識の習得や専門機関による支援などに取り組むことが大切です。

【関連データ】

■充実させてほしい子育て支援（子育て中の保護者調査）

Q：家庭で子育てをするうえで、どのような子育て支援を充実させてほしいですか。



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

【施策の方向性】

・幼児期の保育や教育の質の向上を図り、こども一人一人の健やかな成長を支えていきます。また、就学前の保育や教育と学校教育との連携を進め、こどもを取り巻く環境に左右されず学童期へスムーズに移行できるよう施策に取り組みます。

・保育や教育現場では、専門的な知識や技術の習得に向けた研修などを充実していくことで、こどもの特性に応じた育ちをサポートしていきます。

【具体的な取組】

就学前の保育や教育と学校教育の連携をより強力に進めていきます。また、様々な分野における専門機関との連携により、研修等の機会を通じて、保育や教育の質の向上につながるよう取り組みます。

■主な事業

- ・学校保健会事業
 - ・保幼小連携事業
 - ・幼児教育アドバイザー派遣事業
 - ・コンサルテーション（こども発達支援センターと保育・教育現場の連携）
- ほか

基本目標3**【施策の柱2】 官民連携・協働****【現状と課題】**

- ・こどもや若者が自分らしい未来を描き、その実現に向かって進めるよう、民間企業や団体と連携した様々な事業への取組、支援が求められます。
- ・早い時期から幅広く情報を得ることで、将来の進路や仕事について考える機会が創出され、さらには本市での就業につながっていくことも考えられます。
- ・民間団体や事業者などが、それぞれの専門分野を生かし、こどもや若者への支援に取り組んでいく事例もあります。官民一体となり、互いに協力して、こどもや若者の育ちを支えていくことが重要です。

グラフ挿入予定

【施策の方向性】

- ・こどもや若者を取り巻く人々や事業者、団体等と協働により、こどもや若者、子育て当事者への支援に取り組むことで、こどもや若者が明るい将来を描き、次代の担い手として成長できる環境づくりを目指します。

【具体的な取組】

こどもや若者が自身の将来について考える機会の創出や仕事と子育ての両立に向けた支援など、民間企業や団体との協働による事業実施に取り組みます。

■主な事業

- ・フィールドスタディプログラム
- ・ミライバシ
- ・プロスポーツチームによる訪問授業
- ・要保護児童対策地域協議会
- ・自動車教習所と連携した交通安全教室
- ほか

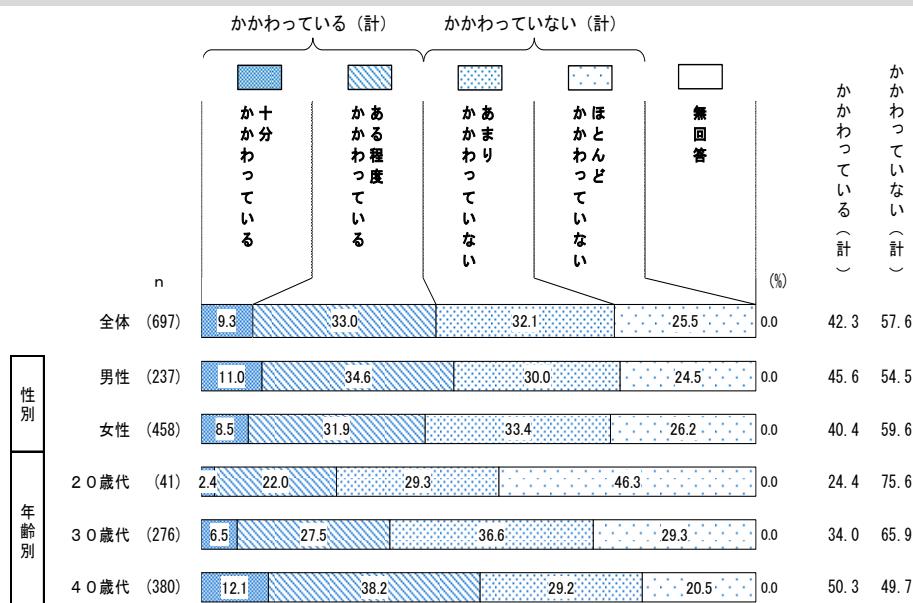
基本目標3**【施策の柱3】地域での活動****【現状と課題】**

- ・社会全体で子育てを支援する環境を整えていくためには、身近な地域とのかかわりが重要になります。子育て家庭と地域を結びつけ、互いに理解を深め、それぞれの役割を果たしていくことで、子育てに関する不安感の解消にもつながります。
- ・子育て当事者が孤立感や不安、悩みを抱え込むことなく、子どもの成長を楽しみながら子育てと向き合えるよう、気軽に参加できる地域での子育て支援事業の取組が重要です。
- ・地域における学びの場では、学校教育とは異なった体験や様々な年代の方と交流することができ、その経験を通じて、子どもや若者が主体性や社会性を育み、心の豊かさを培うことができます。
- ・アンケート調査では「子育てにおける地域とのかかわりの程度」について、「かかわっている」と回答した子育て中の保護者は約4割で、半数以上の方が「かかわっていない」と回答しています。子育てをする上で地域の人に期待することは「登下校時の見守りなど子どもの安全を守る活動をしてくれる」が7割を超える最も高い結果となっています。

【関連データ】

■子育てにおける地域とのかかわりの程度（子育て中の保護者調査）

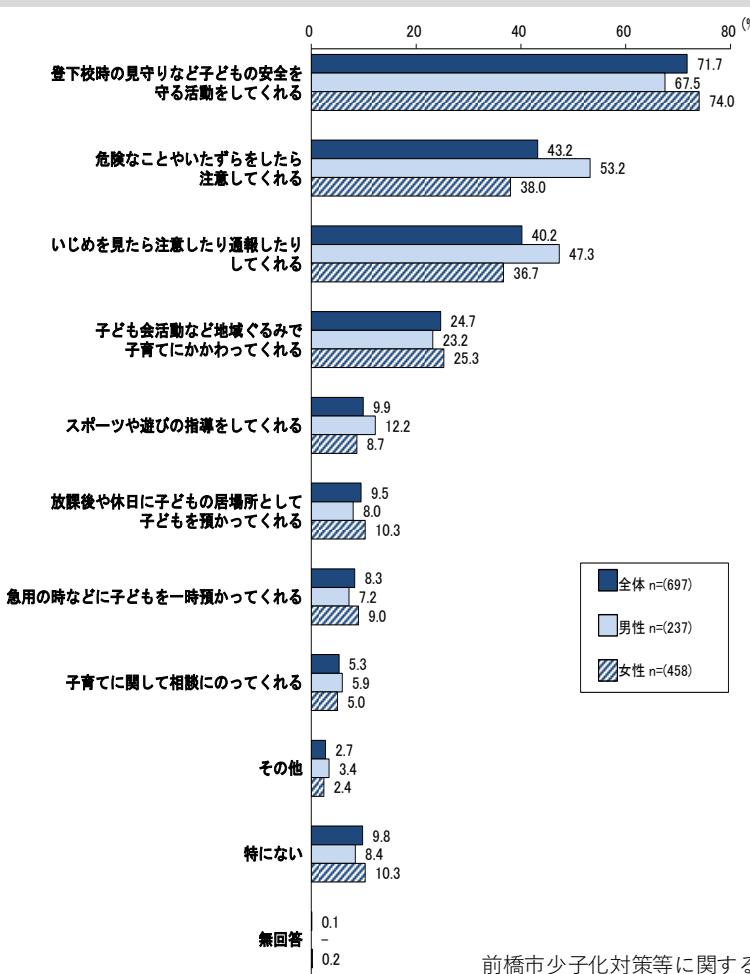
Q：子育てをしている中で、現在、あなたの住んでいる地域とのかかわりはどれくらいありますか。



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

■近所や地域の人に期待すること（子育て中の保護者調査）

Q：あなたは、子育てをする上で、近所や地域の人たちにどのようなことを期待しますか。



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

【施策の方向性】

・こどもや若者が主体的に地域社会へ参加し、多様な人との交流や様々な体験を通じて、社会で生きる力を身につけられることを目指します。

・こどもや子育て当事者が不安を感じることのないよう、地域全体でこどもや子育て家庭を見守り支えていくことで、安心して元気に暮らせる環境づくりを目指します。

【具体的な取組】

地域において、こどもや若者が主体的に参加できる事業や子育て家庭を対象とした子育て支援事業等を実施し、希薄になりがちな地域とのつながりを保ち、地域全体でこどもを育む環境を整えていきます。

■主な事業

- ・まえばしこどもアイデアまちづくりプロジェクト
- ・前橋地域こども会議
- ・のびゆくこどものつどいへの支援
- ・子育て・親子支援（公民館主催事業）
- ・青少年体験・チャレンジ活動（公民館主催事業）
- ・民生委員児童委員活動支援事業

ほか

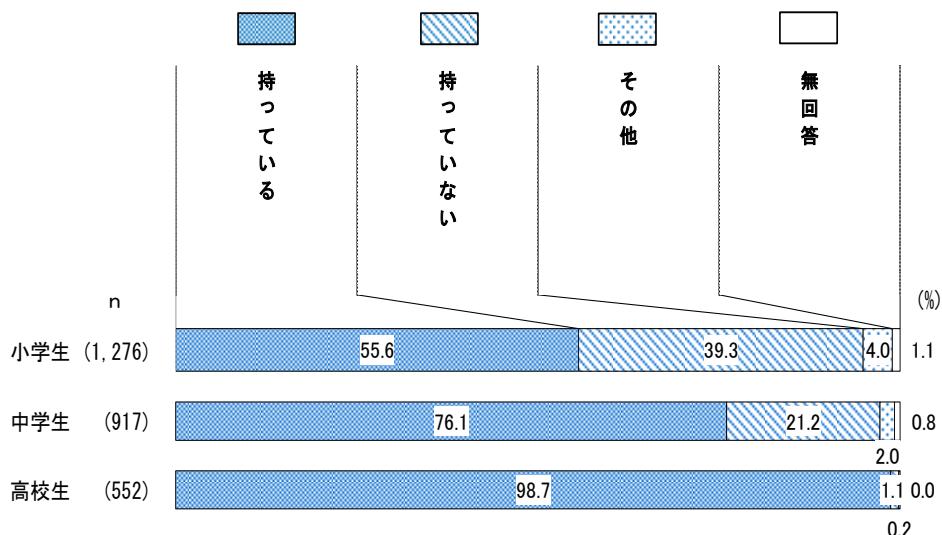
基本目標3**【施策の柱4】 安全・安心に成長できる環境の整備****【現状と課題】**

- ・日常生活における不慮の事故など、子どもの安全を脅かす要因は依然として多くあります。子どもや若者が安全に安心して成長していくためには、必要な知識や情報の習得が重要です。
- ・子どもに対して成長に応じた防犯知識を教えることだけでなく、子どもや若者を取り巻く環境における防犯対策に取り組み、事故や犯罪を未然防止に努める必要があります。
- ・アンケート調査では、98%の高校生がインターネットのできるスマートフォンなどの端末機器を所有しています。近年ではインターネット上のいじめや人権侵害などの問題もあり、トラブルに巻き込まれないよう情報モラルを身につけていく必要があります。
- ・子どもや若者が安全に安心して暮らせるよう、地域での防犯対策や安全に配慮した環境整備が求められています。

【関連データ】

■スマートフォン等の所有状況（小学生中学生高校生調査）

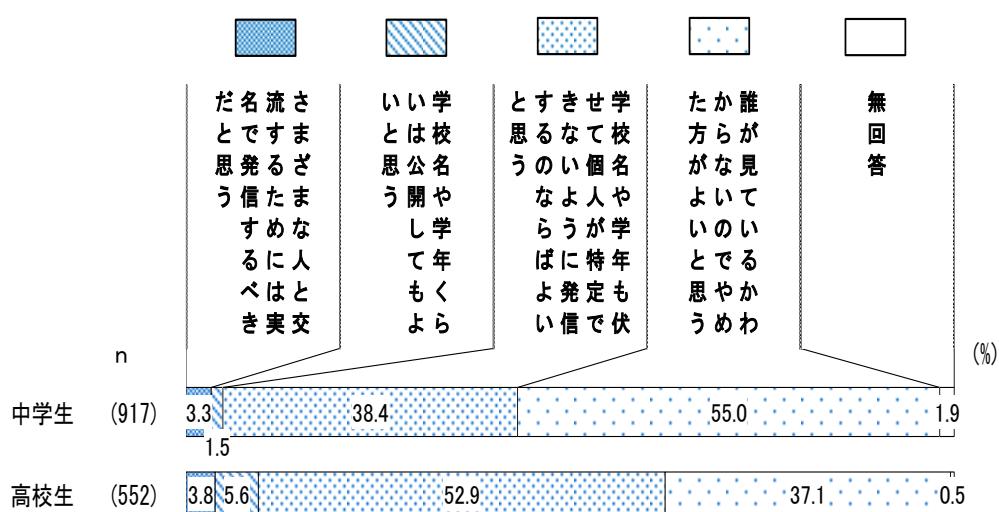
Q：インターネットのできるスマートフォンをはじめとした端末機器を自分用に持っていますか。（学校から貸与されている端末は除く）



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

■インターネット上に自分に関する情報を発信する（中学生高校生調査）

Q：インターネット上に自分に関する情報を発信することについてどう思いますか。



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

【施策の方向性】

- ・こどもや若者の安全安心な生活環境を築いていくために、学校現場や地域において、防災、防犯等についての周知啓発に努め、市民一人一人の意識向上により、こどもや若者の健やかな成長を守っていきます。

【具体的な取組】

学校現場や地域において、防災、防犯等への対策を身につける講座などを実施し、こどもや若者が自らを守るための知識を習得できるよう取り組みます。

また、こどもや若者の非行防止や犯罪被害防止に向けて、地域全体で活動に取り組みます。

■主な事業

- ・防災教育
- ・水難事故予防（水辺安全教室）
- ・交通安全関連事業（幼児交通安全教室、交通安全ポスターコンクール、放課後児童クラブでの交通安全教室など）
- ・データDV講座
- ・不審者対応訓練
- ・ネットパトロール
- ・こども安全協力の家
- ・応急手当普及啓発事業
- ・ジュニア救命トライアルほか

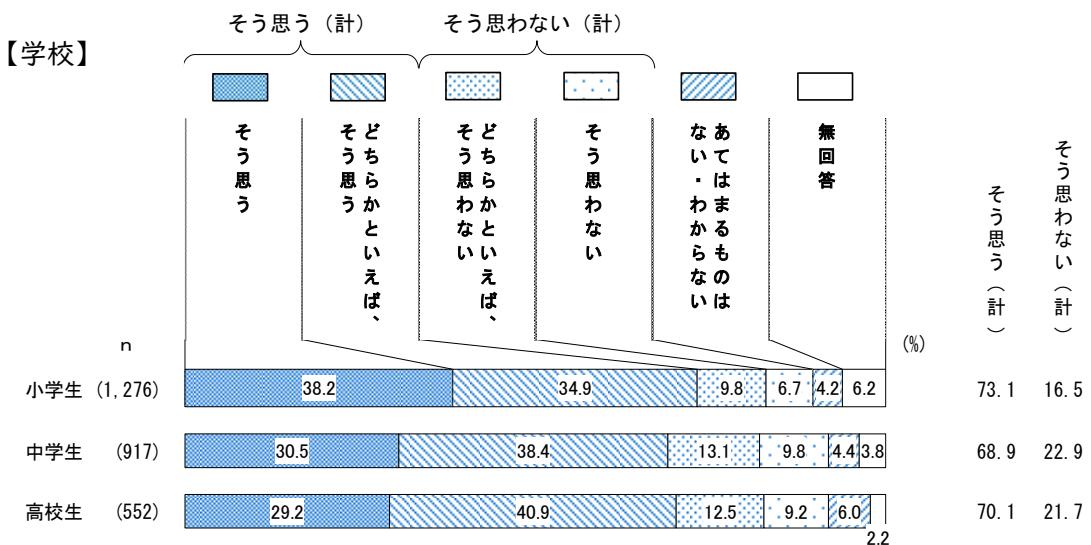
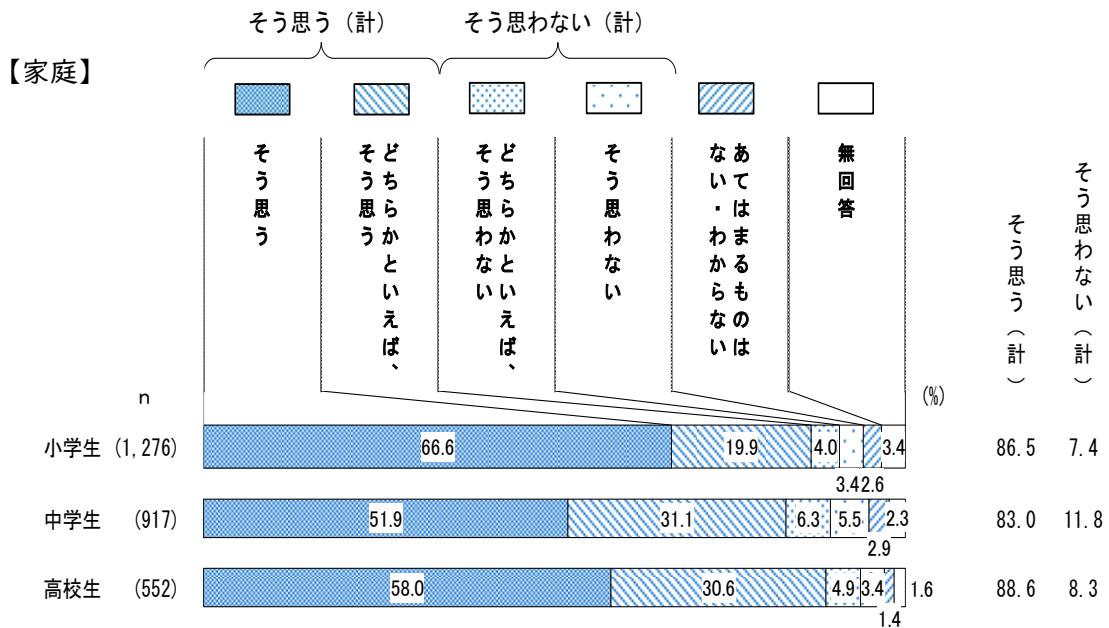
基本目標3**【施策の柱5】 こどもの居場所づくり****【現状と課題】**

- ・こどもや若者が、互いに人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。
- ・居場所づくりは、こどもや若者の声を聴きながら、利用しやすい環境にすること、居場所を必要としているこどもや若者に情報が届くように発信することが大切です。
- ・アンケート調査では、小中高校生ともに、8割以上が家庭が居場所（安心できる場所）になっていると回答しています。学校も同様に7割前後のことどもが居場所になっていると回答しています。働く保護者が増加していることやこどもを取り巻く環境の変化を受けて、学校や家庭以外にもこどもや若者が安心して過ごせる居場所づくりが求められています。

【関連データ】

■居場所（小学生中学生高校生調査）

Q：次の場所は、今のあなたにとって居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）になっていますか。



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

【施策の方向性】

- ・こどもや若者が、それぞれの状況に応じて安全安心に過ごすことができる居場所づくりに努めます。
- ・家庭や学校とは異なる空間における他者との交流を通じて、協調性や社会性を育むとともに、こどもや若者が活躍できる場にもなっていくことを目指します。

【具体的な取組】

小学生が放課後などに過ごす居場所や中学生、高校生の学習の場など、こどもが安全に活動できるよう、こどもや若者の視点に立った居場所づくりに取り組みます。

■主な事業

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・地域寺子屋事業
- ・遊び場利用推進事業
- ・前橋市高校生学習室 ほか

基本目標3**【施策の柱6】 相談体制の充実****【現状と課題】**

・こどもや若者、子育て家庭が抱える悩みや課題は多様化しており、迅速な相談対応や必要とする支援へ早期につなげることが重要です。また、その内容は複合的なケースもあり、課題の解決には、学校、地域、福祉など関係する機関が連携して取り組むことも必要です。

・悩みや不安を抱えるこどもや若者、子育て当事者にとって、身近なところに相談できる場があり、気軽に相談ができることが重要です。

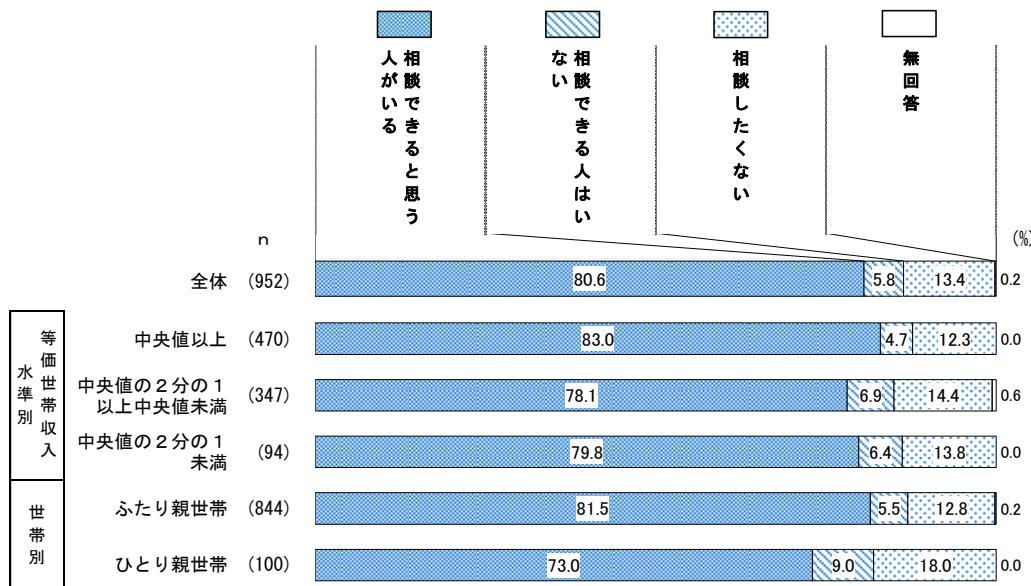
・アンケート調査では、子育て中の保護者の8割以上が「相談できる人がいる」と回答していますが、ひとり親世帯では約7割と低くなっています。相談窓口のさらなる周知に取り組み、不安や悩みの解消につなげていく必要があります。

・小中高校生へのアンケート調査では、悩みを相談できる場所（学校以外の相談機関）の認知度は、年代が下がるにつれて低くなり、小学生では3割以上のこどもが知らないことが分かりました。年代を問わず、より多くの人に相談機関を知ってもらう必要があります。

【関連データ】

■相談相手の有無（中学2年生調査）

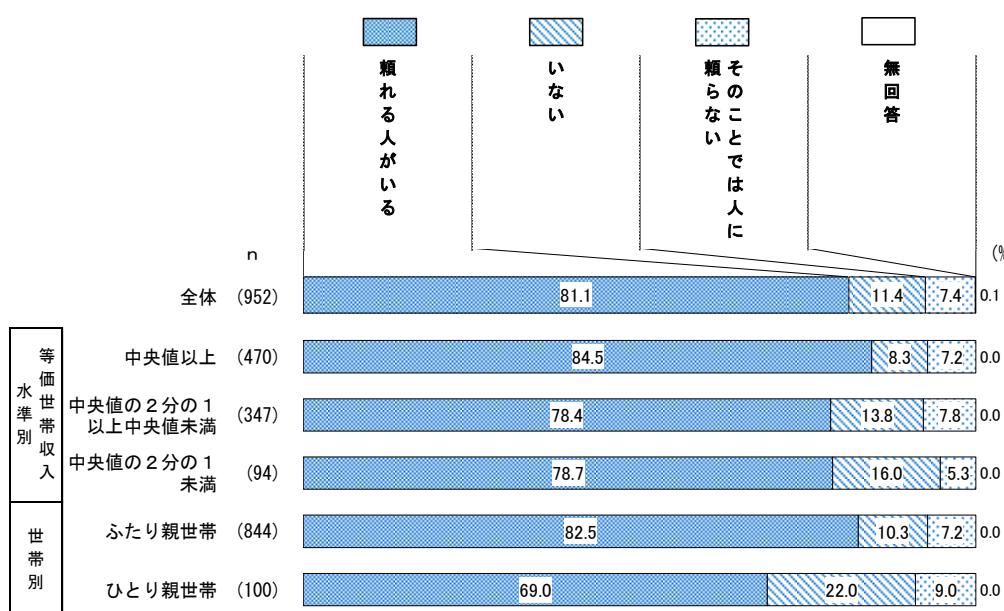
Q：あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人はいますか。



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

■頼れる人の有無（中学2年生保護者調査）

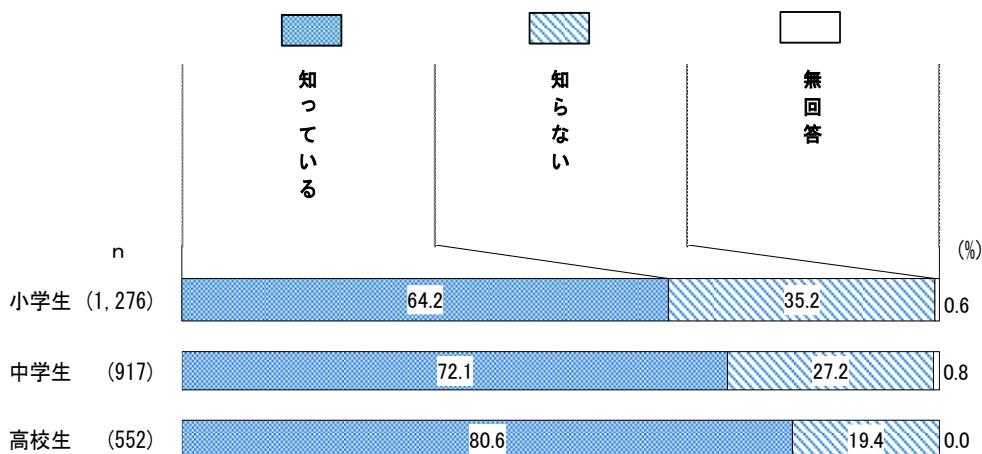
Q：あなたは、子育てに関する相談で頼れる人はいますか。



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

■相談場所の認知度（小学生中学生高校生調査）

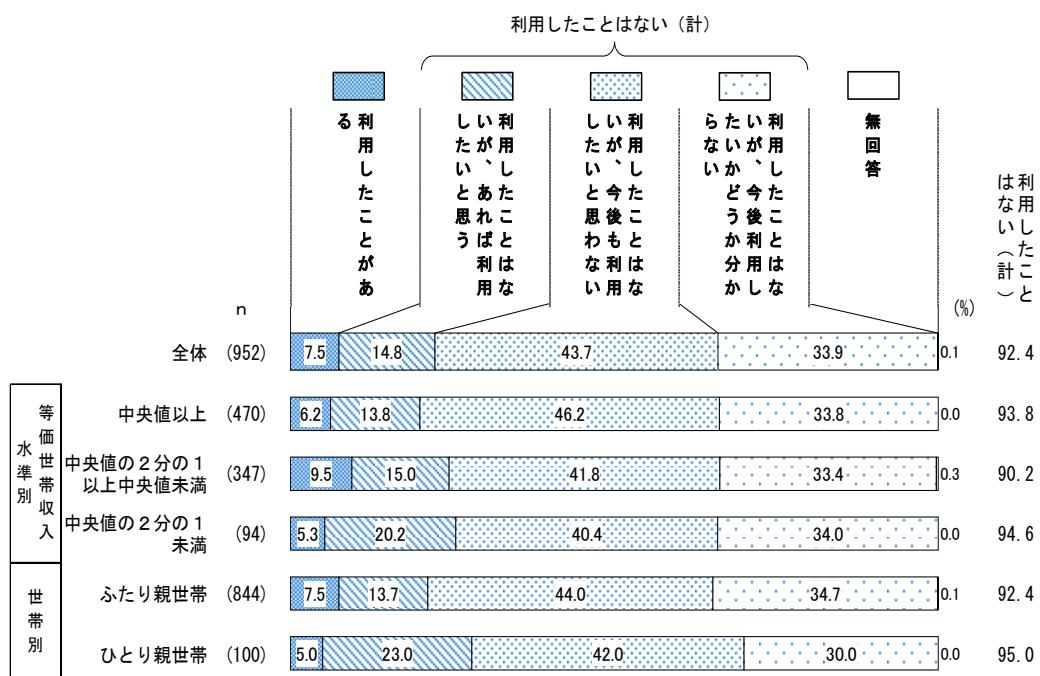
Q:あなたは、家庭や学校以外で悩みや困りごとなどを相談できる場所があることを知っていますか。



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

■支援等の利用状況（中学2年生調査）

Q(家や学校以外で)何でも相談できる場所を利用したことがありますか。(電話やネットの相談を含む。)



前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査(R6年度)

【施策の方向性】

- ・妊娠や出産、子育てに関する悩みや不安の早期解消に向けて、身近な相談窓口や同じ課題を抱える方同士の交流の場の周知など、必要な支援につながるよう情報提供に取り組みます。
- ・いじめや不登校、人間関係など、様々な悩みを抱える子どもや若者が助けを求めることができるよう、気軽に相談できる体制や情報の周知に取り組みます。

【具体的な取組】

妊娠や出産、子育てに関する不安や悩み、学校や家庭、職場に関する不安や悩みなどに対し、専門職員による相談対応を行っていきます。

また、様々な相談機関があることについて、子どもや若者、子育て当事者へのさらなる周知に努めます。

学校現場においては、児童生徒の小さな変化を見逃さないよう努め、関係機関と連携して対応していきます。

■主な事業

- ・子ども家庭センター（母子保健と児童福祉の連携包括相談）
- ・幼児教育センターによる就学相談
- ・プラザ相談室
- ・いじめ対策室（いじめ相談ダイヤル）
- ・ヤングケアラー相談窓口
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・障害者（障害児）相談支援事業

ほか

2 成果指標と目標値

本計画の計画期間（令和8年度から令和11年度まで）の間に、本市のこどもや若者、子育て当事者などへの支援の状況がどのように進んでいるのかを把握するため、成果指標と最終年に達すべき目標値を設定します。

■ 基本目標

【施策の柱1】こどもの権利の普及促進

	成果指標	現状 (令和6年度)		目標値 (令和11年度)	確認
1	「今の自分が好きだ」と思う子どもの割合	小学生	74.6%	現状維持	*
		中学生	68.3%	70%	*
		高校生	71.4%	現状維持	
2	前橋市こども基本条例の認知度	小学生	— ※1	30%	*
		中学生	— ※1	30%	*
		高校生	— ※1	30%	
		独身者	— ※1	30%	
		既婚者	— ※1	30%	
		子育て中の保護者	— ※1	30%	

※1 令和8年4月施行のため現状値なし

※「確認」欄に*印のある項目は毎年度実績値を確認する項目

【施策の柱2】 こどもの意見表明と社会参加の促進

	成果指標	現状 (令和6年度)		目標値 (令和11年度)	確認
3	「社会のために役立つことをしたい」と思う子どもの割合	小学生	90.6%	現状維持	*
		中学生	90.6%	現状維持	*
		高校生	88.8%	現状維持	
4	こども・若者が意見表明をする機会における述べ参加者数	— ※2		100人	

※2 令和6年度の現状値なし

※「確認」欄に*印のある項目は毎年度実績値を確認する項目

2 成果指標と目標値

■ 基本目標2

【施策の柱1】ライフステージ共通の支援

	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認
5	「今住んでいるところ（前橋市）は好きだ」という子どもの割合	小学生 89.7%	増加	*
		中学生 81.0%	増加	*
		高校生 79.9%	増加	
6	プレコンセプションケア 参加者数		724人	850人
	プレコンセプションケア 認知度		— ※3	60%
7	自然体験教育施設の利用者数 (赤城少年自然の家、おおさる山の家)	9,423人	10,000人	*
8	「のびゆく子どものつどい」参加者数	26,706人	30,000人	*
9	性の多様性に関する講習会等の内容の理解度	95.3%	現状維持	*

※3 令和6年度の現状値なし

※「確認」欄に*印のある項目は毎年度実績値を確認する項目

【施策の柱2】子ども・若者への支援（乳幼児期・学童期・思春期・青年期）

	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認
10	自分の将来に明るい希望を持っている子どもの割合	小学生 84.9%	現状維持	*
		中学生 76.8%	80%	*
		高校生 77.4%	80%	
11	「今の社会は結婚しやすい社会だと思う」若者の割合	独身者 7.4%	25%	
12	むし歯のない3歳児の割合	90.3%	93%	*
13	学校での選挙体験教室の参加者数	162人	現状維持	*
14	前橋市高校生学習室を利用する人数（延べ利用者数）	33,854人	35,000人	*
15	出会い・交流イベント 延べ参加者数	229人	現状維持	*

※「確認」欄に*印のある項目は毎年度実績値を確認する項目

2 成果指標と目標値

■ 基本目標2

【施策の柱3】 子育て当事者への支援

	成果指標		現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認
16	子育て中の保護者が子育てに関して負担感を感じる割合	子育て中の保護者	77.4%	60%	
17	子どもを育てている環境について、子どもを産み育てやすいと感じている子育て中の保護者の割合	子育て中の保護者	47.6%	増加	
18	産後ケア事業 延べ利用者数		1,469人	2,183人	*
19	産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合		17.5%	減少	*
20	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合		83.0%	90%	*
21	妊婦歯科健診 受診率		45.8%	50%	*
22	病児・病後児保育事業 延べ利用者数		1,003人	4,800人	*
23	男性の育児休業取得期間 (2週間以上の割合)		56.8%	70%	

※「確認」欄に*印のある項目は毎年度実績値を確認する項目

【施策の柱4】 こども・若者や家族の状況に応じた支援（特性や困難な状況を抱えた方）

	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認
24	現在の生活状況の満足度 (中学2年生、満足度の高い方の割合)	76.5%	現状維持	
25	ひとり親家庭（母子家庭）の正規雇用率	53.6%	増加	
26	まえばし学習支援事業（M-Change）参加率	57.0%	80%	*
27	家庭児童相談件数、母子父子自立支援員による相談件数	4,491件	現状維持	*

※「確認」欄に*印のある項目は毎年度実績値を確認する項目

2 成果指標と目標値

■ 基本目標3

【施策の柱1】保育・教育現場の取組

	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認
28	居住地区における子育ての環境や子育て支援への満足度（満足度が高い割合）	未就学児の保護者	19.9%	増加
		就学児の保護者	17.6%	増加
29	幼児教育アドバイザー派遣事業（研修・相談件数）	96件	100件	*

※「確認」欄に*印のある項目は毎年度実績値を確認する項目

【施策の柱2】官民連携・協働

	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認
30	心肺蘇生法と命の尊さを学ぶ授業 実施回数	17回	20回以上	*
31	子育て世代を対象にした就職イベント 延べ参加数	参加者 93人	増加	*
		企業 37社	増加	*

※「確認」欄に*印のある項目は毎年度実績値を確認する項目

【施策の柱3】地域での活動

	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認
32	子育てにおける地域との関わりの程度（子育てをしている中で住んでいる地域と関わりがあると感じる人の割合）（子育て中の保護者）	子育て中の保護者	42.3%	増加
33	まえばしこどもアイデアまちづくりプロジェクト（申し込み団体数）	5件	8件	*
34	公民館事業による子育て親子支援事業（子育て支援講座）（開催回数）	173回	260回	*

※「確認」欄に*印のある項目は毎年度実績値を確認する項目

2 成果指標と目標値

■ 基本目標3

【施策の柱4】 安全・安心に成長できる環境の整備

	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認
35	将来の社会を支えるこどもたちの10年後、20年後の未来について希望が大きいと思う人の割合	独身者 既婚者	13.9% 7.1%	増加 増加
	10年後、20年後あなたのお子さんたちの住む未来に希望があると思う保護者の割合	子育て中の保護者	19.8%	増加
	救命講習 実施回数		375回	460回
36	交通安全教育・啓発活動等の実施 実施回数		283回	300回
38	データDV講座 参加者の理解度		98.3%	98%以上

※「確認」欄に*印のある項目は毎年度実績値を確認する項目

【施策の柱5】 こどもの居場所づくり

	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認
39	地域が自分にとって居場所になっていると思う子どもの割合	小学生	59.5%	増加
		中学生	49.4%	増加
		高校生	50.5%	増加
40	放課後児童クラブ 定員数		5,976人	6,200人
41	地域子育て支援拠点事業 登録者数		1,050人	現状維持

※「確認」欄に*印のある項目は毎年度実績値を確認する項目

【施策の柱6】 相談体制の充実

	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	確認
42	家庭や学校以外で悩みや困りごとを相談できる場所を知っている子どもの割合	小学生	64.2%	増加
		中学生	72.1%	増加
		高校生	80.6%	増加
43	地域子育て支援拠点事業 利用者数		77,585人	80,000人
44	利用者支援事業（妊娠・出産・子育ての不安や心配ごとについて母子保健コーディネーターが相談を受ける）相談件数		18,131件	現状維持
45	SOSの出し方に関する教育を年1回以上実施した学校の割合		60.6%	100%

※「確認」欄に*印のある項目は毎年度実績値を確認する項目